

1 調査実施のあらまし

- | | |
|----------|--|
| (1) 調査目的 | 子ども・子育て支援新制度の本格施行を見据えて、区市町村における相談支援・情報提供・地域支援等の利用者支援をはじめとするマネジメントシステムのあり方を検討するため、本調査を実施した。 |
| (2) 調査時期 | 平成 25 年 7 月 19 日～8 月 8 日 |
| (3) 調査対象 | 東京都内区市町村保育主管課・子育て支援主管課 62 か所 |
| (4) 実施方法 | 郵送による送付、郵送による回収 |
| (5) 回答状況 | 62／62 か所 |
| (6) 調査項目 | <p><u>1 区市町村における子ども・子育てに関する基本構想</u></p> <p>①区市町村独自の子ども・子育てに関する指針、②指針やプログラムにおける利用者支援の位置づけ、③子ども・子育てに関する事業の各所管課</p> <p><u>2 就学前の子ども・子育て支援に関する相談支援の状況</u></p> <p>①就学前の子ども・子育て支援の「利用者への相談支援」の実施状況、②①における庁内や関係機関との連携、③相談支援を行う上での工夫</p> <p><u>3 就学前の子ども・子育て支援に関する情報提供の状況</u></p> <p>①就学前の子ども・子育て支援に関する制度・サービス等の情報公開、②情報提供における庁内や関係機関との連携、③情報提供を行う上での工夫</p> <p><u>4 地域子育て支援拠点</u></p> <p>①「子育てひろば事業」の実施状況、②人材育成、③保育所併設・児童館併設・単独型それぞれの機能</p> <p><u>5 就学後の子ども・子育て支援に関する相談支援・情報提供の状況</u></p> <p>①放課後事業の実施状況、②学齢期における相談支援・情報提供、③人材育成</p> <p><u>6 地域機関の連携・ネットワーク</u></p> <p>①相談支援・情報提供の拠点間のネットワーク</p> <p><u>7 子ども・子育て新制度に向けた取組み</u></p> <p>①新制度に向けた取組み状況、②国や東京都への要望</p> |

2 調査結果

※集計結果における区市町村数の%は不明を含む割合

(1) 区市町村における子ども・子育てに関する基本構想

① 区市町村独自の子ども・子育てに関する指針やプログラム

* 集計結果 62 頁

区市町村独自に「子ども・子育てに関する指針やプログラム」を制定しているのは 10 区市町村となっている。そこでは、総合的な子育て支援策の方向性を定める取組み、「就学前の幼児教育のプログラム」「保育サービスの整備・運営等の方針」などの課題の解決に向けた統一的な指針を定めている。

次世代育成支援行動計画以外に区市町村独自に「子ども・子育てに関する指針・プログラムを制定している」と回答があったのは 10 区市町村 (16.1%) でした。検討中も 4 区市町村 (6.5%) みられます。

制定している 10 区市町村における内容は以下のようになっています。

表 1 区市町村独自に制定している子ども・子育て支援に関する指針・プログラム

	区市町村名	指針・プログラムの内容
1	港区	保健福祉の総合計画「港区地域保健福祉計画」に子育て・子育て分野の事業を記載。
2	品川区	乳幼児教育実践の手引き「改訂のびのび育つしながわっこ」を策定し、保育園・幼稚園と小学校をつなぐ就学前教育の充実をすすめている。
3	世田谷区	「世田谷子ども計画」において「世田谷子ども条例」を推進して子ども施策をすすめるため、「次世代育成支援行動計画」「保育計画」を含むものとして策定している。
4	渋谷区	「渋谷区幼児教育プログラム」を制定し、就学前までにどの子どもにも育てたいことを定めて就学につなげるプログラムとしている。
5	葛飾区	「葛飾区前期実施計画」において「安心して子どもを産み育てる」政策を掲げている。
6	立川市	次世代育成支援行動計画を内包する市独自の子どもに関する総合計画。「子どもたちの笑顔あふれ・歓声が聞こえるまちに」の実現のため、子育て・子育て支援に取り組む。
7	三鷹市	「三鷹市子育て支援ビジョン」において、総合的な視点から子育て支援環境の方向性を描いて施策の総合的な指針としている。 「三鷹市健康福祉総合計画 2022」において、すべての市民の健康および福祉に関する個別の計画および施策を総合化して策定している。
8	国分寺市	「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」を定め、保育施設の整備指針、公立保育園の運営方針、保育施設全体の質の維持・向上を図るためのシステム構築（基幹型保育システム）を定めている。
9	国立市	「第二次国立市子ども総合計画」において、市民参加型の「わたらしい子育て」を実現する。
10	日の出町	「次世代育成プログラム」を制定し、子育て環境と出生率の向上を目的とした各事業を実施している。

② 次世代育成支援行動計画や子ども・子育てに関する指針やプログラムにおける「利用者支援」に関する記載内容 * 集計結果 62 頁

計画等に「利用者支援」に関する記載があるのは 16 区市町村。その内容は、「情報提供」「相談支援」の充実強化をめざすものが多い。

次世代育成支援行動計画や子ども・子育てに関する指針やプログラムに「利用者支援」に関する記載が「ある」と回答があったのは 16 区市町村（25.8%）です。「既存の計画等に追加することを検討中」も 3 区市町村（4.8%）ありました。

「利用者支援」に関する記載内容は、以下のとおりです。

表 2 次世代育成支援行動計画や子ども・子育て支援に関する指針・プログラムにおける「利用者支援」に関する記載内容

	区市町村名	「利用者支援」に関する記載内容
1	品川区	「子育てプランの作成」を位置付けている。
2	渋谷区	「子育てが楽しめる環境づくり」「安心して働ける子育て支援」「安心できる出産と健康づくり」「特別なニーズのある子どもと家庭への対応」「子どもの心を育てる教育の充実」「子どもの豊かな遊びと体験機会の充実」「子どもと子育てにやさしいまちづくり」「地域の子育て力を高める環境づくり」「親の成長の支援」を記載している。
3	中野区	子ども総合相談窓口すこやか福祉センターにおける子育てに関する相談支援、情報提供を位置付けている。
4	荒川区	「子どもに関する情報提供の充実」「子育てに関する相談支援の充実」を位置付けている。
5	立川市	＜子育て＞に関する情報収集、情報発信の核としての子ども家庭支援センターの機能を充実。
6	青梅市	基本理念に①子どもを守り、子どもの自立を支援する②親を支援する、親の育ちを支援する③親と子の育ちを支援する地域をつくと規定した上、子育てに関する施策の拡充、充実の目標指標を設定している。
7	府中市	「子育て支援サービスに関する情報提供体制の充実」を記載している。
8	昭島市	子育てハンドブックや広報などで利用しやすいように配慮している。
9	調布市	次世代育成支援行動計画に「相談・情報提供」を位置付けている。
10	町田市	「保育支援」（親が働くことを支える点について）、「保育サービスの質の向上と効果的・効率的な提供の充実」を位置付けている。
11	清瀬市	「障害のある子どもと家庭への支援」「DV 被害、家庭への支援」「ひとり親家庭への支援」「虐待予防と被虐待児と家庭への支援」を位置付けている。
12	東久留米市	保育園に通っている園児の保護者や地域活動に参加する保護者に対して、子育てに関するさまざまな情報を提供している。
13	羽村市	子ども家庭支援センターや地域子育て支援センターにおける相談、情報提供等の充実を図る。
14	檜原村	「利用者支援」となる事業の事業名・事業概要・計画事業方針・目標値・所管課等を次世代育成後期行動計画にて記載している。
15	大島町	各種保育サービスの充実を図る。

（２）子ども・子育てに関する事業の所管課

* 集計結果 66 ページ

子ども・子育て支援に関する事業を所管する庁内の組織体制の作り方は区市町村によって大きく異なっているが、就学前保育・幼児教育系の部署と子育て支援事業系（学童保育を含む）の部署に分かれていることが多い。

子ども・子育てに関する事業として、①認可保育所利用、②認可外保育所利用、③認定こども園利用、④幼稚園利用、⑤子ども家庭支援センター・子育て支援センター、⑥子育てひろば、⑦放課後児童クラブ、⑧放課後こども教室のそれぞれを所管している課・係を全ての区市町村に記載してもらいました。

そこで記載されている所管課・係名を大別すると、

- ・「保育園入園」に関する部署
- ・「保育園指導」に関する部署
- ・「幼稚園入園」に関する部署
- ・「子育て支援事業」に関する部署
- ・「学校教育」に関する部署
- ・「生涯学習」に関する部署
- ・「子育て支援全般」に関する部署

となっています。

これらを係の段階で別にしながら、部や課を同じくするなどによる連携の図り方が工夫されていますが、その組織の作り方の傾向は区市町村によってそれぞれに創意工夫されています。

次のような傾向が主にみられます。

表３ 区市町村による組織の作り方の創意工夫の傾向

- （１）認可保育所利用と認可外保育所利用の係を分けている区市町村と同一にしている区市町村がある。
- （２）保育所利用の課・係と幼稚園利用の課・係は分かれていることが多いが、同一にする区市町村もみられる。
- （３）保育所・幼稚園・認定こども園の利用に関する部署（就学前保育・幼児教育系）と子ども家庭支援センター、子育てひろば、放課後児童クラブに関する部署（子育て支援事業系）に大きく分かれている区市町村が多い。
- （４）就学前保育と放課後児童クラブ（学童保育）の所管課・係は基本的に異なっている。

(3) 就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する相談支援の状況

① 就学前の子ども・子育て支援サービスの相談支援拠点

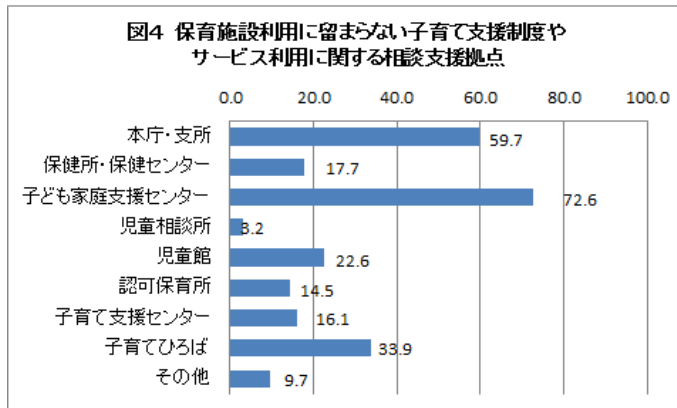
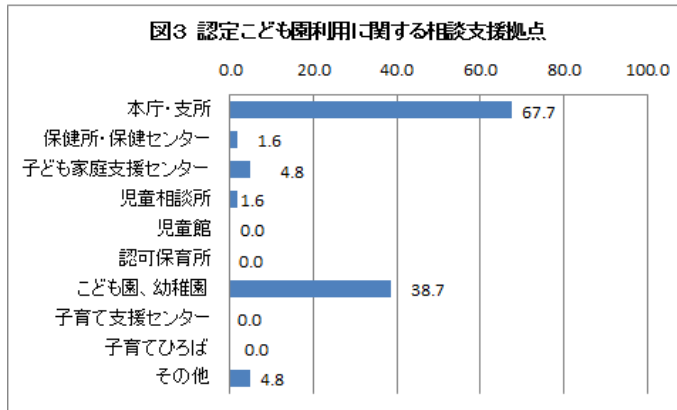
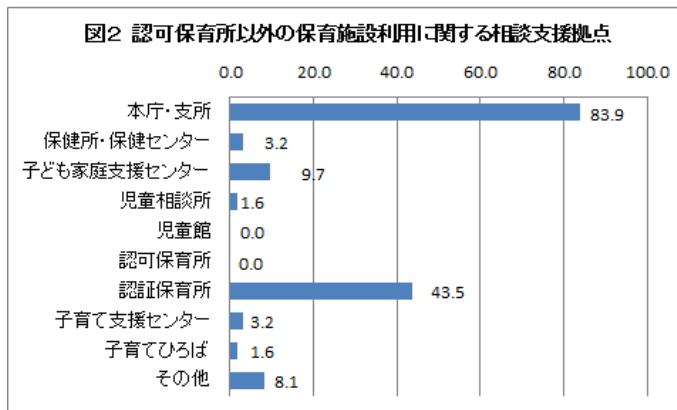
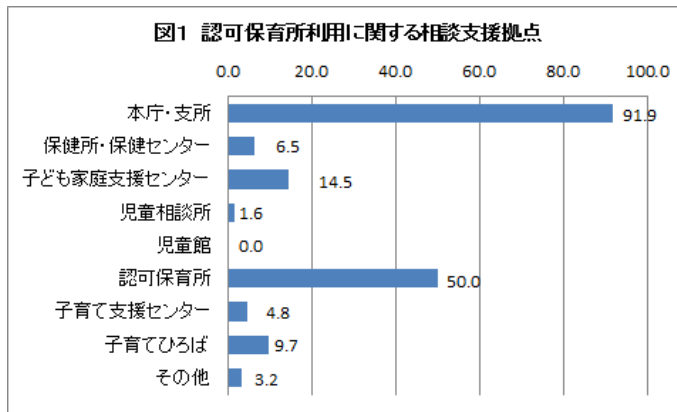
* 集計結果 70 頁

相談支援の拠点は本庁・支庁を相談窓口とすることが基本となっている。保育施設利用以外に関する相談では7割の区市町村が「子ども家庭支援センター」を相談支援拠点としている。また、「子育てひろば」も3割、「児童館」も2割、「認可保育所」も1割となっている。

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する相談支援拠点の状況を①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用、④保育施設利用に留まらない子育て支援制度やサービス利用に分けて尋ねたところ、図1～4のような回答が得られました。

いずれも本庁・支庁が相談支援窓口の基本となっていますが、認可保育所利用について、9区市町村(14.5%)が「子ども家庭支援センター」、6区市町村(9.7%)が「子育てひろば」を相談支援拠点に位置付けています。

保育施設利用(図1～3)と保育施設利用以外(図4)の相談支援拠点は傾向が異なります。保育施設利用以外では、本庁・支庁以外のさまざまな機関が役割分担して相談支援を行っている状況がうかがえます。その中で、「本庁・支所」を相談支援拠点としている区市町村が37区市町村(59.7%)であるのに対し、「子ども家庭支援センター」を相談支援拠点としている区市町村は45区市町村(72.6%)と、保育施設利用に関する相談と、保育施設利用以外に関する相談では、「子ども家庭支援センター」の相談支援拠点としての位置づけに違いがみられました。また、保育施設利用以外の相談については、「子育てひろば」が21区市町村(33.9%)、「児童館」が14区市町村(22.6%)となっています。「認可保育所」も9区市町村(14.5%)が保育施設利用以外の相談支援拠点に位置付けられています。



単位：％ 当該施設を相談支援拠点としている区市町村の割合

② ①以外の区市町村独自の相談支援

* 集計結果 90 頁

区市町村独自に行っている相談支援では、総合相談、保育コンシェルジュ、子育てプランの作成などの取り組みや認可保育所による相談支援、保育所・幼稚園への相談員の巡回などが取組まれている。

①以外の区市町村独自の相談支援を尋ねたところ、18 区市町村から回答がありました。主な回答には、「子どもと家庭に関する総合相談」「保育コンシェルジュ事業の試行実施」「就学前の子育てプラン作成の支援」「養育困難家庭へのショートステイ・ヘルパー等のサポート」「認可保育所における相談」「保育所・幼稚園への相談員の巡回相談」などがみられます。

表 4 区市町村独自の相談支援

	区市町村名	区市町村独自の相談支援
1	千代田区	児童・家庭支援センターで子どもと家庭に関する総合相談を実施している。
2	文京区	区立保育所を利用した一時保育所の案内
3	墨田区	保育における総合的な相談に対応するため、平成 25 年 7 月から保育コンシェルジュ事業を試行的に開始（窓口：子育て計画課）。
4	品川区	保育課窓口で就学前の子育てプランを作成する「子育てカンガループラン」を行っている。
5	中野区	養育困難な利用者に対してケースワークの中で、育児負担軽減のサポートとして、「養育支援ショートステイ」「養育支援ヘルパー」の導入等を行っている。就学前児童に対する家庭外保育の相談全般も行っている。
6	豊島区	地域区民ひろばで実施している子育てひろばにおいて、子育ての悩み等の聞き取り程度の相談を行い、必要に応じて専門機関につなげている。
7	北区	子ども発達支援センター「さくらんぼ園」において、発達に関する相談支援、療育等を行っている。
8	荒川区	①養育不安、②発達・発育、③基本的な生活習慣、④家庭・生活環境、⑤教育・しつけ、⑥健康（授乳・離乳食を含む）、⑦虐待、⑧施設利用。気軽な相談を受ける際、気になる保護者がいた場合には職員間で共有して配慮して対応する。また、子育てカウンセラーへつなげる。
9	板橋区	区立幼稚園、保育園、学童クラブにおいて、入園（会）者保護者の子育て相談を実施している。子ども家庭支援センターにおいて、総合的な相談事業（子どもなんでも相談）等を行っている。子ども発達支援センターにおいて、発達障がいについて相談等を実施している。

	区市町村名	区市町村独自の相談支援
10	練馬区	練馬子ども家庭支援センターにおいて、フリーダイヤルの電話回線を設けている。
11	立川市	子ども家庭支援センターに発達相談の専用窓口を設けている。
12	調布市	認可保育所を利用していない家庭も含めて、育児相談は公立保育所をはじめとした各認可保育所で直接、受けている。
13	町田市	子どもの発達の相談等があった際の案内など
14	小平市	「小平市巡回相談事業」として、公立・私立保育所・私立幼稚園に言語聴覚士、臨床発達心理士等の相談員が訪問し、発達が気になる子の観察、保護者への助言等を行っている。
15	国分寺市	健診や個別相談の中で、保健相談・栄養相談・歯科相談・母性相談を実施し、必要時に子どもの発達相談、DV相談や虐待に関する相談、関係機関への橋渡しを実施している。
16	多摩市	児童の発達や育成、家庭での悩みなどについて、児童館利用の児童の保護者から相談を受け、情報提供や関係機関の紹介を行っている。また、利用者の中高生から友人との人間関係、恋愛、保護者との関係などの相談を受け、アドバイスを行っている。
17	羽村市	保護者が一時的に保育できない状態に提供する一時預かりや乳幼児ショートステイに関する相談を行っている。
18	奥多摩町	手当を含め、子ども家庭支援センターで相談受付を行っている。

③ 相談支援の実施の特徴や形態

* 集計結果 70 頁

- 1) 認可保育所利用は、本庁・支所での相談支援を基本としながら、「マイ保育園登録制度」「体験入園」など認可保育所を活かした相談支援を行っている区市町村もある。
- 2) 認可外保育施設利用は、直接契約による利用のため、区市町村の窓口では情報提供や案内が基本となっているが、認可保育所の入園相談と合わせて相談対応を行っている。
- 3) 認定こども園利用は、施設に直接、利用を申し込むことが基本となるが、幼保連携型、保育所型における保育に欠ける子どもの認定や利用料の助成は区市町村で行っている。複雑な制度のため、相談内容に応じて窓口が異なる状況もみられる。
- 4) 保育施設利用に留まらない子育て支援制度やサービス利用は、各機関が相談支援を役割分担しているが、子ども家庭支援センターに「チャイルドケアプランナー」を配置したり、子育てひろばも含めて「子ども総合相談受付」を設けたり、保育所等を「チャイルドステーション」として気軽に立ち寄れる場にするなどの取り組みを行っている区市町村もある。

1) 認可保育所利用における相談支援の実施の特徴や形態

認可保育所利用について、相談支援の実施の特徴や形態を尋ねたところ、基本は保育所管課の職員や支所に配置する職員が相談対応を行っています。次のような回答がみられました。

表5 認可保育所利用における相談支援の特徴や形態（主な回答）

	区市町村名	認可保育所利用における相談支援の特徴や形態
1	江東区	「マイ保育園登録制度」及び「プレ登録制度」を導入し、在宅で子育てしている方や出産を控えた方を対象に、区立保育園でのイベントのお誘いや子育て相談を行っている。
2	目黒区	認可保育所が子育て支援の一環として、入園を考えている方の体験保育の受入れを行っている。
3	荒川区	保育園で体験入園を行っている。
4	国分寺市	母子保健事業の健診や相談会、保健師による個別支援の中で、保育所利用の必要性がある方には利用案内と窓口の案内を実施している。育児不安や産後うつ母親に対して、母業を休ませるための一時保育や保育所入所をすすめたり、一人では動けない方については保健師が窓口に行き支援を行うこともある。
5	福生市	子ども家庭支援センター、各保育所、子育てひろばを実施している保育所も認可保育所利用に関する相談を行っている。
6	武蔵村山市	それぞれの施設の職員から説明していただいて、最終的には子育て支援課で入所の申請から決定までについて説明する。

2) 認可外保育施設利用における相談支援の実施の特徴や形態

認証保育所の利用については、区市町村の窓口で情報提供や案内をするなどの相談対応を行っているが、情報提供が中心で利用の申請は直接、認証保育所としていることが基本となっています。相談支援の内容には、次のような回答がみられました。

表6 認可外保育施設利用における相談支援の特徴や形態（主な回答）

	区市町村名	認可外保育施設利用における相談支援の特徴や形態
1	港区	区内5か所の総合支所区民課に保育園担当職員を配置し、認可保育所に入れなかった場合の対応等についてアドバイスを行っている。
2	文京区	区ホームページにて情報提供を行っている。
3	墨田区	認証保育所案内（ガイドブック）を配布している。
4	江東区	区内認証保育所が作成した施設概要の載ったガイドブックおよび月初入所状況をホームページに掲載し、所管課職員が利用者への案内を行っている。
5	目黒区	認可保育所の入園相談時に保育園入園相談係・保育係職員が窓口・電話で、認証保育所・家庭福祉員制度、グループ型小規模保育事業、定期利用型保育事業の認可外保育施設等の情報提供を行っている。
6	杉並区	認可外保育施設についても、保育課総合相談窓口にて相談支援を行っている。施設利用にあたっての手続きや施設の空き状況、保育料と保育料助成制度などの説明や案内を行っている。
7	練馬区	窓口で認可外保育施設の案内冊子「ねりまの保育制度」を渡して、各施設の連絡先を案内している。
8	江戸川区	子育て支援課で認証保育所、認定保育室について具体的な相談に対応している。
9	調布市	認証保育所、家庭福祉員、共同実施型家庭的保育施設における募集状況等を毎月1回程度、市のホームページに更新している。

3) 認定こども園利用における相談支援の実施の特徴や形態

認定こども園を利用するには、利用者が施設に直接申し込むことになります。幼保連携型、保育所型については区市町村が保育に欠ける子どもの認定を行う制度となっています。このように、制度が複雑なため施設類型や利用方法による違いがあり、相談内容に応じて窓口が異なってきます。次のような回答がみられました。

表7 認定こども園設利用における相談支援の特徴や形態（主な回答）

	区市町村名	認定こども園利用における相談支援の特徴や形態
1	新宿区	本庁では、子ども園推進課入園担当者、子ども園係長級職員が対応する。
2	台東区	全般的な内容については学務課こども園担当職員が相談に応じ、長時間利用者については児童保育課保育相談係職員が相談に応じる。
3	調布市	認定こども園の申込み、選考は認定こども園で行っているため、子ども政策課では認定こども園の所在地などの案内を行っている。
4	町田市	幼保連携型認定こども園の保育所部分は子育て支援課支援係で受付を行っている。幼稚園単独型認定こども園の申請については直接、施設で受付を行っている。
5	小平市	基本的には各こども園で対応するが、相談内容によっては保育課の職員が対応する
6	福生市	基本的にはこども園、幼稚園で相談を受け付けているが、認可保育所入所相談と合わせて本庁や子ども家庭支援センターが相談を受けることもある

4) 保育施設利用にとどまらない子育て支援制度やサービス利用における相談支援の実施の特徴や形態

本庁、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館、保育所等がそれぞれに配置している職員の特性に応じながら、相談支援を役割分担しています。次のような回答がみられました。

表 8 保育施設利用にとどまらない子育て支援制度やサービス利用における相談支援の特徴や形態（主な回答）

	区市町村名	保育施設利用にとどまらない子育て支援制度やサービス利用における相談支援の特徴や形態
1	千代田区	・ 児童家庭支援センターの職員を中心に子どもと家庭に関わる総合相談を電話・来所・訪問等で実施。 ・ 児童館等で一時保育 子育てひろば事業を実施
2	台東区	認可保育所では相談電話を設けている。また、認可保育所の合同子育て広場、各園のひろば事業で保育士、看護師、栄養士が相談に応じる。
3	品川区	区立の保育園、幼稚園および児童センターを気軽に立ち寄れる場所「チャイルドステーション」として、施設職員が子育てに関する相談に随時応じている。区立保育園（1園）に地域交流室を設けて、在宅で子育て中の方を対象に安心して遊べる場を提供するとともに、施設職員が子育てに関する相談に応じている。保健センターで実施する各種健診、相談事業等において、医師、保健師、心理相談員等に子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談できる体制をとっている。
4	北区	職員のほか、専門相談員（臨床心理士等）などが相談支援を行う。特に子ども家庭支援センター「育ち愛ほっと館」では、先駆的子ども家庭支援センターとして、子どもと家庭のあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら子どもと家庭を支援している。 子ども家庭支援ワーカーによる相談、地域活動ワーカーによる育児相談、専門相談員による相談（心理・栄養）、子どもの育ちや接し方などの講座等の開催
5	荒川区	子ども家庭支援センターでは、センター内子育て交流サロンに従事する保育士資格の非常勤職員3名が0～3歳の子どもをもつ保護者に対して、区の子育てサービスや制度等を周知している。児童館では、子育て講座、イベント、おまつり等を案内している。
6	板橋区	区のサービス内容を網羅した冊子「子育て情報ブック」を作成し、案内に活用している。
7	江戸川区	子ども家庭支援センターは子育てや家庭について相談や支援を行う総合相談窓口である。子育てひろばでは、子育てに関する相談や地域の保育施設・幼稚園の相談等幅広く受けており、情報提供したり関係機関につなげている。
8	八王子市	児童館では、幼児クラブや乳幼児とその保護者が自由に過ごせる広場活動、保護者に子育てに関する学習機会を提供する子育て講座等を実施するとともに、相談を随時、受け付けている。10施設のうち、4施設に乳幼児専用スペースを設けている。

	区市町村名	保育施設利用にとどまらない子育て支援制度やサービス利用における相談支援の特徴や形態
9	立川市	子ども家庭支援センター、子育てひろばにおいて、「子ども総合相談受付（電話および面会）」を設けて、保育に関することを含めて、子ども、子育てに関する相談を傾聴し、必要なサービスや関係機関につなげている。
10	町田市	子育て相談（離乳食の作り方やおむつの外し方等）は公立保育園で実施している子育てひろばB型で対応している。児童のトワイライトステイ、ショートステイ、育児支援ヘルパーは子ども家庭支援センターを中心に対応している。
11	福生市	子ども家庭支援センターに7名の相談員を配置し、電話、面接、家庭訪問等で相談を受けている。
12	あきる野市	子育てひろばが市内に3か所あり、保育士、看護師などが相談に対応する。内容によっては、子ども家庭支援センターにつなげている。

④ 相談支援における保護者のワーク・ライフ・バランスの視点を含めた対応の工夫 * 集計結果 90 頁

多様な就労形態に応じた保育所利用を可能にする取組みのほか、地域の乳幼児事業に誘い、仕事を続ける保護者と在宅の保護者の関係づくりを支援するなどの取組みがみられる。

相談支援における保護者のワーク・ライフ・バランスの視点を含めた工夫では、保育所の入所選考における工夫や多様な就労形態に応じた保育所利用、育児休業の取得を支援するための入所予約制度などがみられるが、働く保護者が在宅の保護者とつながる機会ができるよう、地域の乳幼児事業に誘う取組みなどもみられます。次のような課題が挙げられました。

表9 保護者のワーク・ライフ・バランスの視点を含めた対応の工夫（主な回答）

	区市町村名	保護者のワーク・ライフ・バランスの視点を含めた対応の工夫
1	港区	パートタイムの就労形態の保護者向けサービスとして、定期利用保育を実施。また育児休業後の入所予約制度を実施。
2	墨田区	パートタイムの就労形態の保護者向けの保育サービスとして、定期利用保育を平成24年4月から開始している。
3	品川区	育児休業後の入園予約制度を実施。こどもが1歳（もしくは1歳以降）になるまで育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復帰月からの入園をあらかじめ申込みできる。
4	荒川区	働く保護者が地域で子育てしている在宅の保護者とつながれるよう、親子ふれあいひろばの利用や乳幼児事業に誘い、関係づくりを支援している。育児休業中の子どもひろば館・ふれあい館の乳幼児タイム（親子で参加する活動）の利用、仕事をするものの不安、夫との関係、育児明けの保育所の入所などの相談に応じている。
5	練馬区	認可保育所の入園選考において、時間短縮を利用する場合も取得状況により正規の勤務時間とみなすこととしている。
6	足立区	育児休業取得者は認可保育園の入園基準に準じて、復帰の1ヶ月前から受託できるとしている。時間短縮勤務の場合は、特別な対応はしていないが、実質勤務時間が週24時間以上なら対象児童としている。時間短縮勤務には認証保育園では保育を必要となる児童としており、保護者の勤務は必須事項でない。また足立区小規模保育室は短時間就労時間帯の条件はない。
7	町田市	下のお子さんの出産後の育児休業制度取得の場合、産まれたお子さんが1歳になる年度末まで、上のお子さんの保育所入所を継続させている。

⑤ 相談支援を行う上での庁外の関係機関との連携の状況

* 集計結果 90 頁

庁外の関係機関との連携は要保護対策が中心となっているが、「子育て支援団体と連携した出張型ひろばの運営」「子育て支援コーディネーターの配置」などの取り組みもみられる。

相談支援を行う上での庁外の関係機関との連携では、要保護児童対策に関わる連携についての記載が多くみられますが、要保護・要支援にとどまらず、総合的な相談支援に関わる連携を行っている取り組みもみられました。次のような回答がみられました。

表 10 相談支援を行う上での庁外の関係機関との連携の状況（主な回答）

	区市町村名	相談支援を行う上での庁外の関係機関との連携の状況
1	目黒区	リーフレット（保育園入園案内）の窓口配付、親子の健康面については、保健センター、育児支援・家事支援についてはシルバー人材センターなどと連携、一時保育と緊急一時保育については保育園、また、子どもと保護者の居場所・仲間づくりの支援では児童館と連携している。
2	中野区	認可保育所の受付について、地域事務所やすこやか福祉センターで行っている。利用者に精神的な問題を抱えている場合や、子の健診等で保健師につなげる必要がある場合、地域の機関と連携している。
3	武蔵野市	コミュニティセンター運営団体、子育て支援団体と連携して出張型ひろばを運営している。
4	国分寺市	要保護児童対策地域協議会のネットにより、保健所・児童相談所・消防署・警察署・民生児童委員・少年センター・私立保育園・私立幼稚園・都立高校・都立特別支援学校・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会・助産師・人権擁護委員・指定管理事業者・委託事業者・親子ひろば運営団体・私立認証及び認可保育園・家庭福祉員などにより構成：児童及び家庭に対する支援策を検討・決定。
5	稲城市	子育て支援コーディネーターを配置し、市の子育て制度の情報を集約している。
6	檜原村	子供家庭支援センターにて、小学校・中学校・教育相談室等と連絡調整している。
7	小笠原村	社会福祉協議会などと情報共有している。

⑥ 利用者への相談支援を行う上での課題や工夫

* 集計結果 90 頁

相談支援を行う上での課題には、「相談支援を受けられるということの周知」にはじまり、「窓口が分散していること」「多様なニーズに対応した相談支援の体制や人材育成」「個人情報」などが挙げられている。相談支援を行う上での工夫には、多岐にわたる情報を整理するための小冊子や人的な配置を含めた総合相談窓口、相談を受けやすい環境づくりが挙げられている。

1) 相談支援を行う上での課題

相談支援を行う上での課題には、窓口が分散する中で迅速に関係機関につなげることや多様なニーズやライフスタイルに応じた相談支援・情報提供を行うことの難しさが挙げられています。また、個人情報の取扱い、多様なニーズに対応できる人材育成も課題として挙げられています。次のような回答がみられました。

表 11 利用者への相談支援を行う上での課題（主な回答）

- (1) 窓口が分散していることで、利用者には負担がある。
- (2) 相談内容によっては、他の地区や担当者との調整を要することがあり、すぐに明確な回答ができないことがある。
- (3) 職員数と専門的な知識の不足が課題となる。
- (4) 多様なニーズに対応できる体制づくりが課題となる。
- (5) 相談支援を受けられるということの周知や相談しやすい環境づくりが課題である。
- (6) 多様な家庭や子どもの状況に合った支援に導くために、どのように状況（情報）を聴き出すかの工夫が課題である。
- (7) 虐待対応以外の相談について、相談を受ける者が庁内の情報に熟知していないとその組織につなぐことが難しい。
- (8) 施設の空き状況を随時、把握する方法を確立することが難しい。
- (9) さまざまな保育サービスのメニューを整理し、ライフスタイルやニーズに合ったサービスを案内する方法を確立することが課題である。サービスの体系的な整理が必要となる。
- (10) 守秘義務の保守が課題。精神面で通院中及び通院につなげたい児童・保護者に関する情報の共有が特に難しい。

2) 相談支援を行う上での工夫

相談支援を行う上での工夫には、大きく2点が挙げられています。一つは、多岐にわたる情報を整理するための冊子やその情報を案内するための総合相談窓口の設置です。もう一つは、相談支援を行うにあたって相談しやすい環境をつくるための日ごろからの関係づくりが挙げられています。

次のような回答がみられました。

表 12 利用者への相談支援を行う上での工夫（主な回答）

	区市町村名	利用者への相談支援を行う上での工夫
1	中野区	相談機関がどこにあるのか、どのような相談ができるのか等、区民に周知していく課題がある。現在、母子手帳発行時に子育て支援ハンドブックを配布している。
2	杉並区	利用者の多岐にわたるニーズに対応するため、保育総合相談窓口を設置するとともに、「保育コーディネーター」を設置し、保育園への入園を希望する保護者へのきめ細かな対応を行っている。
3	荒川区	名前を覚え、こちらから気軽に声をかけをし、関係づくりをしている。また、日頃から、話しやすい関係がもてるように気軽にあいさつや日常会話をしている。丁寧な傾聴を心がけて、研修を開催している。
4	立川市	保育園の利用や希望園の選択の際、注意する点については、生活実態に促した具体的な提示をしながら説明するよう心がけている。

(4) 就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する情報提供の状況

① 就学前の子ども・子育て支援サービスの情報公開の実施状況

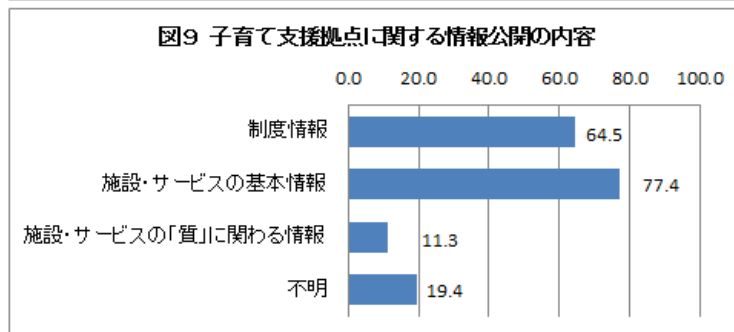
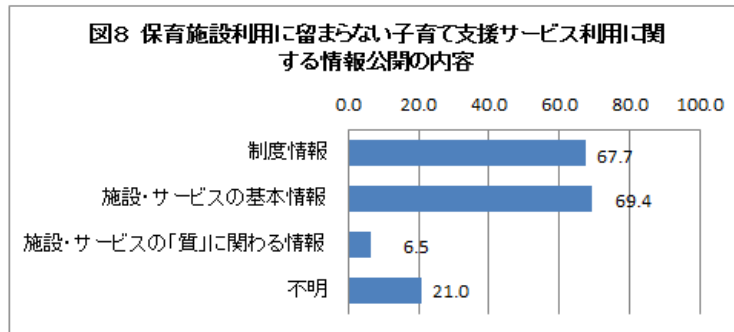
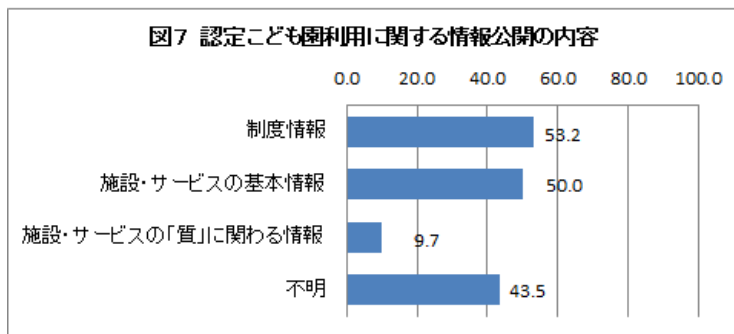
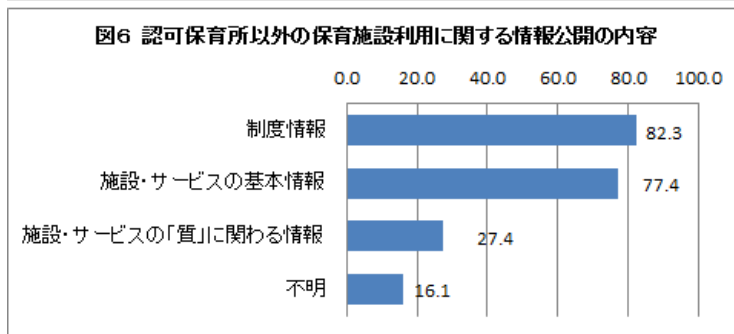
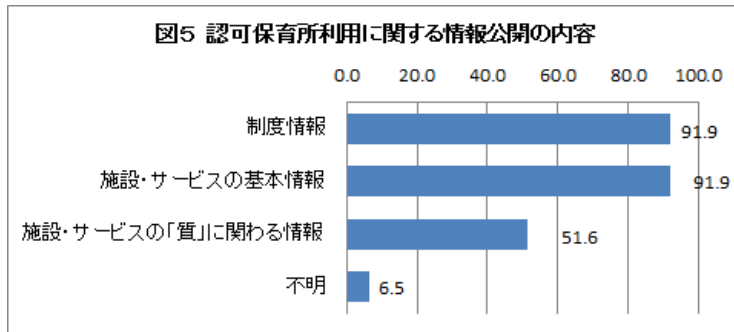
* 集計結果 94 頁

1) 情報公開している内容

認可保育所、認可保育所以外の保育施設、認定こども園、左記以外の子育て支援制度、子育て支援拠点に関する区市町村としての情報公開の内容は「制度情報」「施設・サービスの基本情報」に比べて「施設・サービスの『質』に関わる情報」を公開している割合が低くなっている。特に「認可保育所」以外では「認可保育所」に比べてその割合が低い。

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する情報公開について、区市町村として取組んでいるものを尋ねました。情報公開している内容を①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用、④保育施設利用に留まらない子育て支援制度やサービス利用、⑤子育て支援拠点に分けて尋ねたところ、図5～9のような回答が得られました。

いずれにおいても、「制度情報」「施設・サービスの基本情報」に比べて「施設・サービスの『質』に関わる情報」の公開は低くなっています。それでも、認可保育所の利用については、「質に関わる情報」も半数の区市町村が情報公開に取り組んでいます。認可保育所利用以外に関する情報公開では、「質」に関わる情報は、「認可保育所以外の保育施設」で27.4%、「認定こども園」で9.7%（※認定こども園を設置していない区市町村は「不明」と回答しているため、それを除くと15.0%）、「保育施設利用に留まらない子育て支援制度やサービス」で6.5%、「子育て支援拠点」で11.3%にとどまっています。



単位：％ 当該情報を公開している区市町村の割合

2) 情報公開の方法

認可保育所、認可保育所以外の保育施設、認定こども園、左記以外の子育て支援制度、子育て支援拠点に関する区市町村としての情報公開の方法は、いずれも「ホームページ」による情報公開が最も多くなっている。また、「入園のしおり」は認可保育所がある全ての自治体で作成されている。

ア 情報公開の方法

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する情報公開の方法について、尋ねました。情報公開している方法を①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用、④保育施設利用に留まらない子育て支援制度やサービス利用、⑤子育て支援拠点に分けて尋ねたところ、図 10～14 のような回答が得られました。

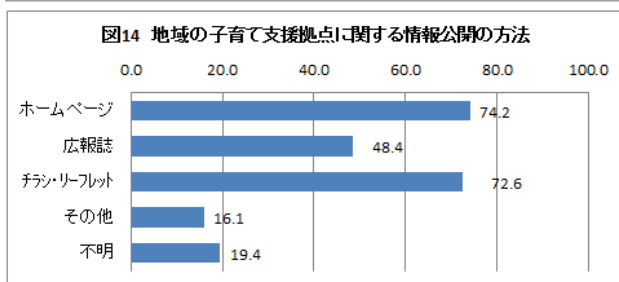
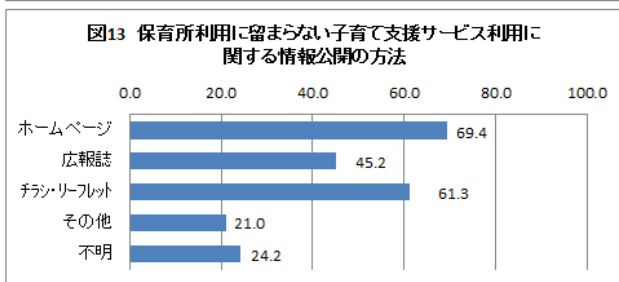
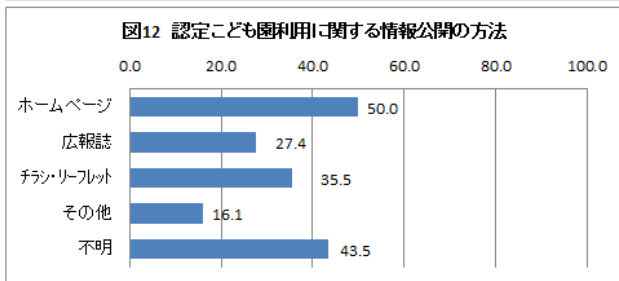
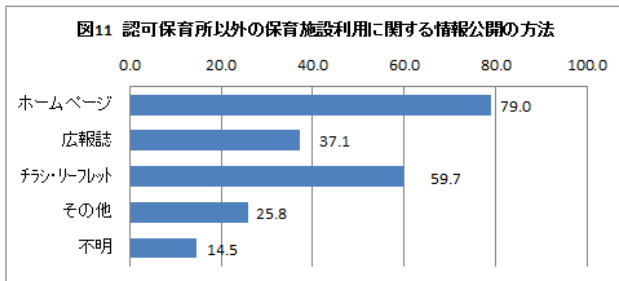
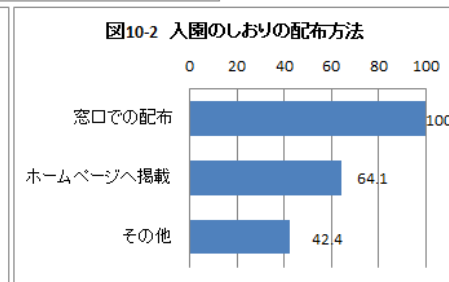
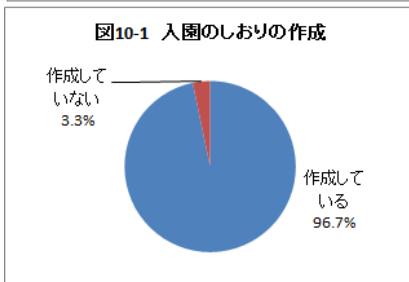
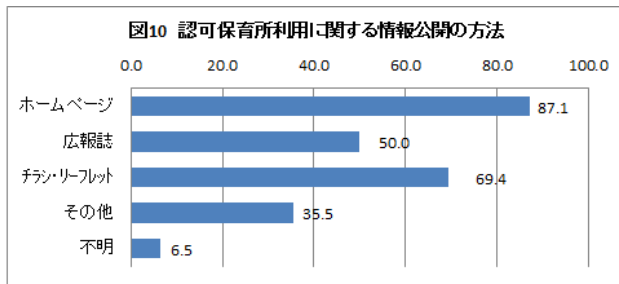
いずれにおいても、「ホームページ」による情報公開が「広報誌」「チラシ・リーフレット」よりも高い割合が高く、次いで「チラシ・リーフレット」という方法になっています。

「その他」の情報公開方法は「子育てハンドブック」のような小冊子を中心です。「子育て情報ポータルサイト」（江東区）、「ひろばカレンダー」（町田市）、「自主放送TV」（神津島村）という回答もみられました。

イ 入園のしおりの作成

認可保育所入園手続のための情報提供として、「入園のしおり」等を作成しているかを尋ねました。認可保育所の設置がない島しょ部2か所を除き、59 区市町村全てにおいて作成されていました。（※この設問は平成 25 年 10 月後半に追加で調査したため、大島町を除く 61 区市町村を対象にしています）

「入園のしおり」の情報提供の方法としては、「窓口での配布」が 59 区市町村（100.0%）すべての区市町村で行われており、「ホームページへの掲載」が 38 区市町村（64.1%）において行われていました。ホームページに全文していない場合であっても、配布場所や概要についてのみ掲載している自治体もみられました。また、25 区市町村（42.4%）において、窓口やホームページ以外の方法で情報提供が行われていました。その他の方法として最も多い回答は「認可保育所で配布」でしたが、その他にも「子ども家庭支援センター」「児童館」「市民センター」「図書館」等、主に公共施設において情報提供（配布）が行われていました。



単位：％ 当該方法により情報を公開している区市町村の割合

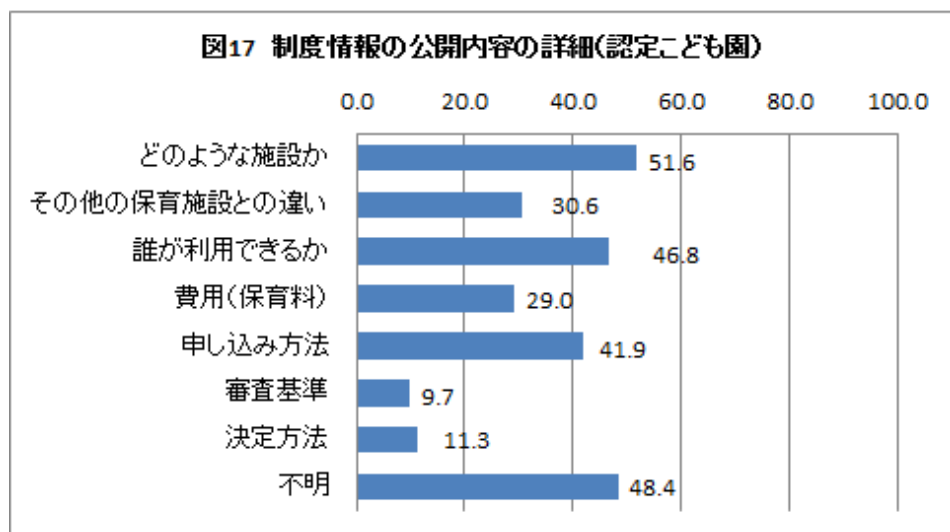
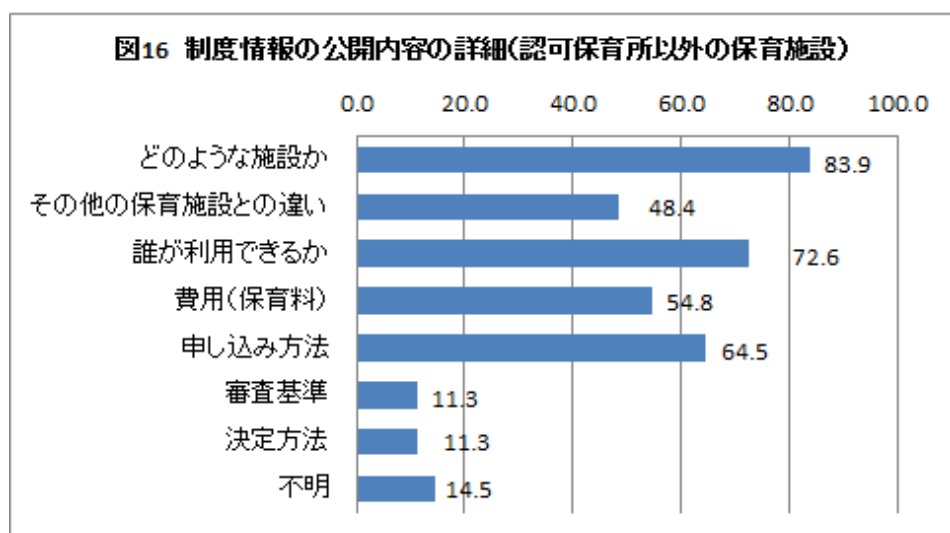
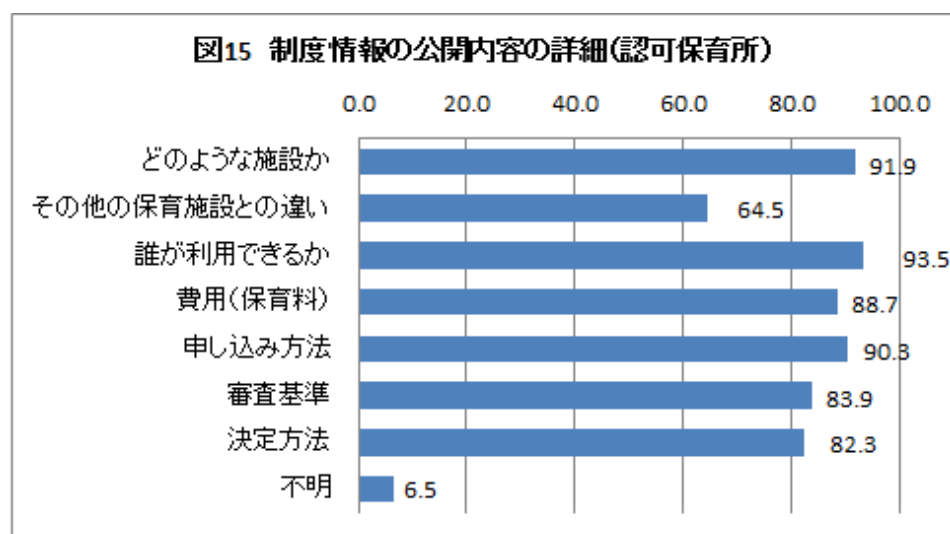
3) 情報公開している内容の詳細

認可保育所、認可保育所以外の保育施設、認定こども園に関する情報公開の内容の詳細では、「制度情報」は「どのような施設か」「誰が利用できるか」「申込み方法」の割合は高く、特に「審査基準」「決定方法」について認可保育所以外では著しく低くなる。「施設・サービスの基本情報」は「所在地」「運営主体」「開所時間」「受入年齢」「定員」はいずれにおいても高いが、「定員の空き情報」「費用」「障害児保育の有無」「アレルギー対応の有無」は認可保育所に比べて、他は低くなり、「設備・環境」「園庭の有無」「職員人数」等はいずれにおいても低い。「施設・サービスの『質』に関わる情報」では、「保育方針・保育理念・保育手法」以外の項目は、ほとんどみられない状況となっている。

ア 「制度情報」の公開内容の詳細

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する「制度情報」の公開内容の詳細を具体的に尋ねました。①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用に分けて尋ねたところ、図 15～17 のような回答が得られました。

「認可保育所」については、「その他の保育施設との違い」を除き、いずれの項目も8割を超える回答となっています。それに対して、「認可保育所以外の保育施設」では、「どのような施設か」は83.9%と8割を超えて、「誰が利用できるか」が72.6%、「申込み方法」が64.5%と続いています。が、「費用（保育料）」は54.8%、そして、「審査基準」「決定方法」は施設により異なることから、認可保育所に比べて著しく低く、11.3%にとどまります。「認定こども園」も同様に「審査基準」(9.7%)、「決定方法」(11.3%)が低くなっています。



単位：％ 当該情報を公開している区市町村の割合

イ 「施設・サービスの基本情報」の公開内容の詳細

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する「施設・サービスの基本情報」の公開内容の詳細を具体的に尋ねました。①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用に分けて尋ねたところ、図 18～20 のような回答が得られました。

いずれにおいても、「所在地」「運営主体」「開所時間」「受入年齢」「定員」までは高い割合となっています。

「認可保育所」では相対的に高く、「認可保育所以外の保育施設」「認定こども園」では低くなる項目は、「定員の空き情報」「費用」「障害児保育の有無」「アレルギー対応の有無」です。「定員の空き情報」は「認可保育所」では 77.4%と高くなっていますが、「認可保育所以外の保育施設」では 40.3%、「認定こども園」では 12.9%と低くなります。「費用」は「認可保育所」では 77.4%と高くなっていますが、「認可保育所以外の保育施設」では 50.0%、「認定こども園」では 27.4%と低くなります。「障害児保育の有無」は「認可保育所」では 51.6%ですが、「認可保育所以外の保育施設」では 4.8%、「認定こども園」では 8.1%と低くなります。「アレルギー対応の有無」は「認可保育所」では 41.9%ですが、「認可保育所以外の保育施設」では 8.1%、「認定こども園」でも 8.1%と低くなります。

一方、「設備・環境」「園庭の有無」「園庭以外の屋外スペースの有無」「職員人数」は、いずれにおいても他の項目に比べて低い割合となっています。

図18 施設・サービスの基本情報の公開内容の詳細
(認可保育所)

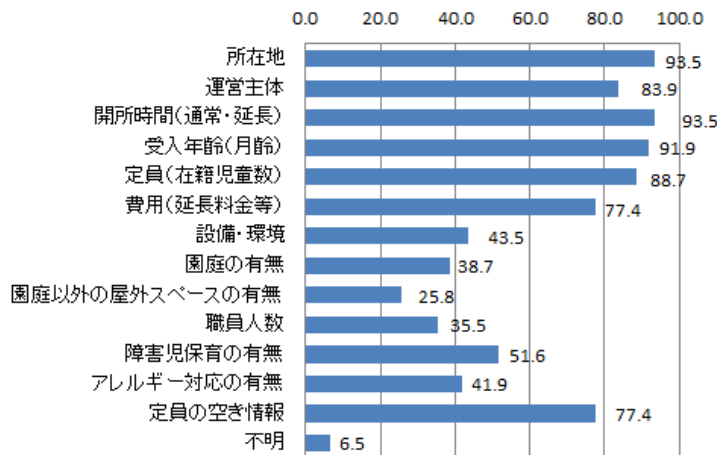


図19 施設・サービスの基本情報の公開内容の詳細
(認可保育所以外の保育施設)

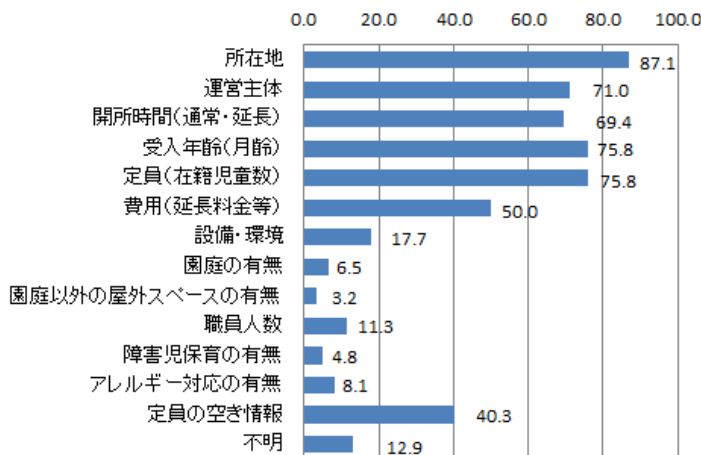
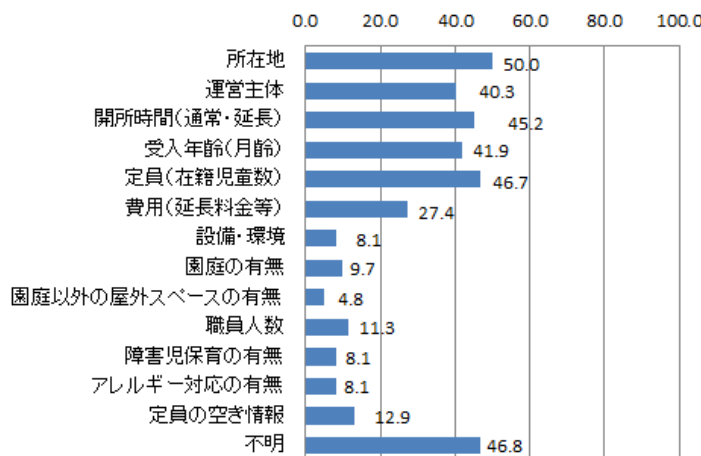


図20 施設・サービスの基本情報の公開内容の詳細
(認定こども園)

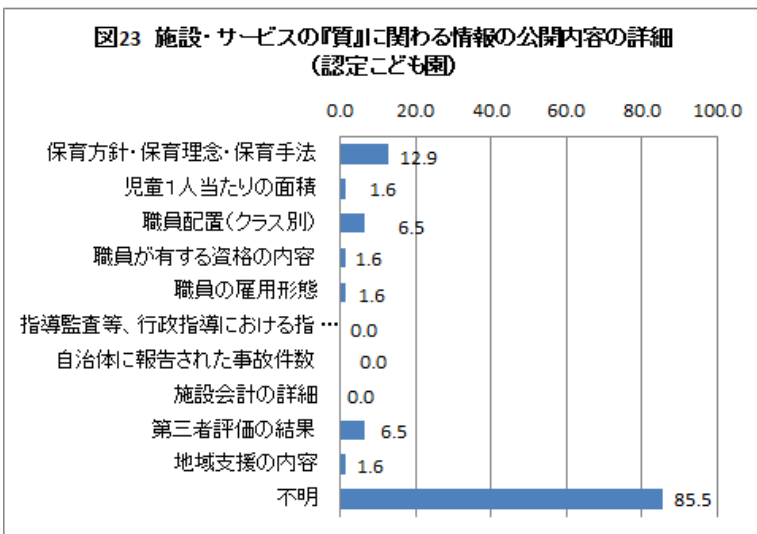
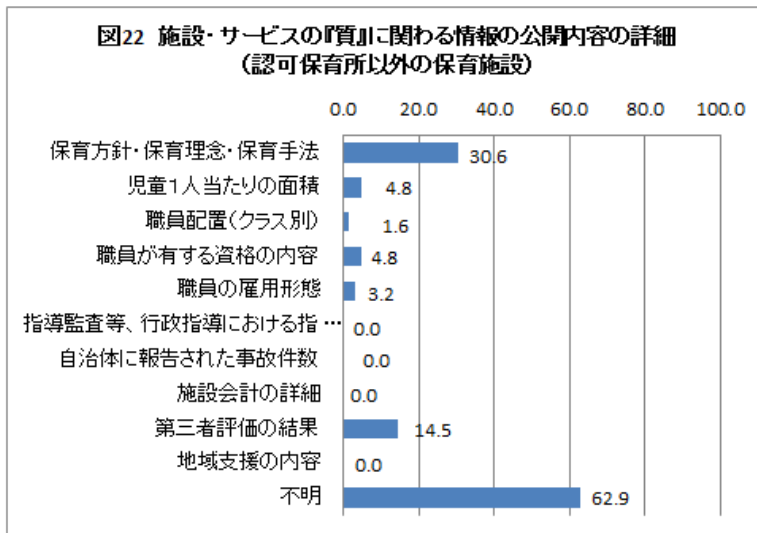
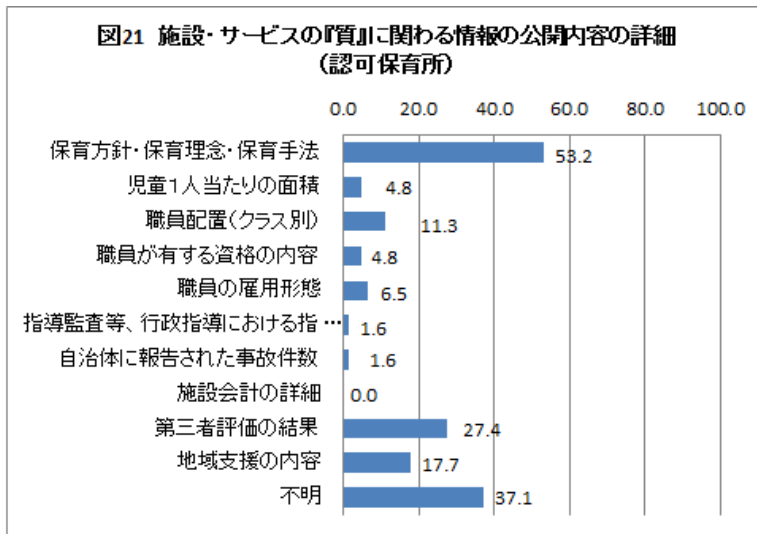


単位：％ 当該情報を公開している区市町村の割合

ウ 「施設・サービスの『質』に関わる情報」の公開内容の詳細

就学前の子ども・子育て支援サービスの利用に関する「施設・サービスの『質』に関わる情報」の公開内容の詳細を具体的に尋ねました。①認可保育所利用、②認可保育所以外の保育施設利用、③認定こども園利用に分けて尋ねたところ、図 21～23 のような回答が得られました。

「認可保育所」における「保育方針・保育理念・保育手法」だけは 53.2%と過半数の区市町村が情報公開していますが、それ以外の項目になると、「認可保育所」における「第三者評価」が 27.4%あるのを除くと、いずれもほとんど情報がみられない状況となっています。



単位：％ 当該情報を公開している区市町村の割合

② 制度情報、施設・サービス情報以外の「利用者への情報提供」の内容

* 集計結果 130 街

区市町村が取組む制度情報、施設・サービス情報以外の利用者への情報提供では、「子育てのライフスタイルを見据えた情報提供」や「イベント情報」の提供がみられ、ツイッターの活用もある。

制度情報、施設・サービスの情報以外の区市町村による情報提供では、総合的な子育て支援内容を提供する「子育てカンガループラン」、「子どもたちの育つ姿」などの子育てのライフスタイルを見据えた情報提供のほか、イベント等の情報が中心となっています。イベント情報のツイッターによる提供もみられました。

次のような回答がみられました。

表 13 制度情報、施設・サービスの情報以外の情報提供（主な回答）

	区市町村名	制度情報、施設・サービスの情報以外の情報提供
1	品川区	「子育てカンガループラン」にて就学前の総合的な子育て支援内容の情報を提供している。
2	世田谷区	待機児童数の状況
3	北区	「子育て福袋」を母子手帳交付時等に贈呈する。福袋には子育てガイドブック、子育てマップや「子どもたちの育つ姿（家庭版）」を封入し、子育て支援施設などの案内や各種子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、産前産後・育児支援ヘルパー利用券やママパパ子育てほっとタイム利用券の贈呈等を行っている。
4	荒川区	・各館ごとの定期通信発行 ・各館乳幼児向け通信発行 ・各館毎の事業開催ポスター、チラシ
5	板橋区	区内児童館の利用にあたってツイッターを活用し、イベント情報や緊急連絡など利用者への多様な情報をタイムリーに提供している。
6	町田市	3人乗り自転車の空き状況、町田市バリアフリーマップ冊子「みんなのおでかけマップ」（授乳室の情報など）
7	多摩市	医療、手当、サービス等子育てに関する情報を集約し「子育て・子育て サービスガイド」を作成無料配布している。
8	神津島村	イベント等がある時は自主放送 TV で（文字放送）提供

③ 情報提供を行う上での庁外の関係機関との連携の状況

* 集計結果 130 頁

庁外の子育て関係の機関と連携して整理した情報の発信、NPO等との連携による子育てマップの作成、民生児童委員が乳児家庭全戸を訪問して子育て情報を届けるなど、情報の「集約」と「きめ細やかな提供」において庁外の関係機関との連携が行われている。

情報提供を行う上での庁外の関係機関との連携では、「認証保育所等からの空き情報の把握」「区内の子育て情報を一同に集めた子育てメッセ」「NPOと連携した子育てマップ作成」「民生児童委員による乳児家庭全戸訪問を通じた子育て情報の提供」「子育て応援サイトの運営協力」などの取り組みが行われています。

次のような回答がみられました。

表 14 情報提供を行う上での庁外の関係機関との連携の状況（主な回答）

	区市町村名	情報提供を行う上での庁外の関係機関との連携の状況
1	港区	認証保育所等、定員の空き情報等の調査・把握
2	品川区	子育てメッセ（区内の子育て情報を一同に集めた見本市）
3	杉並区	区のホームページの保育施設の情報として「とうきょう福祉ナビゲーション」が管理している各施設の第三者評価を掲載している。
4	足立区	第三者評価についてはとうきょう福祉ナビゲーション福祉サービス第三者評価にリンクしている。
5	八王子市	「子育て応援企業」や「赤ちゃん・ふらっと」設置施設などの民間事業者で子育て情報を掲載した「子育てガイドブック」を配架している。
6	立川市	市民団体の運営する地域の子育てイベント情報サイト「いれたら・ねっと」との協働。
7	三鷹市	市内のNPO法人と連携し、子育てマップを作成のうえ、市内関連施設で配布している。また、民生児童委員による乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子育て情報を提供している。
8	町田市	自転車商協同組合町田支部と連携し、3人乗り自転車の空き状況を情報提供している。
9	小金井市	小金井子育て子育て支援ネットワーク協議会と連携し、子育て応援サイト「のびのびーの!」の運営に協力している。
10	国分寺市	親子ひろば事業で、市民・市民活動団体・協働事業運営事業者・市委託事業受託者と市子ども部・社会福祉協議会・国際協会などで構成される通称「円卓会議」での広報誌やイベント合同開催関係広報などを実施している。
11	福生市	保育団体連絡会に参加（登録団体紹介のDVD作成、子育てマップ作成）

④ 利用者への情報提供を行う上での課題や工夫

* 集計結果 130 頁

情報提供を行う上での課題には、制度が複雑で多岐にわたる中で、ニーズに即した情報提供を具体的に行う体制づくりや認可保育所以外のサービスの具体的な情報の収集、発信した情報が具体的に必要な方に届いているかの把握が課題に挙げられている。

情報提供を行う上での工夫には、常に最新の情報を収集することや市民により情報を作成して利用者が活用しやすいものとしたり、特にホームページによる情報提供機会が多いことから、外部の機関と連携して見やすいホームページを作ることなどが取組まれている。

1) 情報提供を行う上での課題

認可保育所以外のサービスの具体的な情報を収集することや、複雑な制度を利用者のニーズに合わせて具体的に情報提供することが難しいことが指摘されています。次のような回答がみられました。

表 15 利用者への情報提供を行う上での課題（主な回答）

- (1) 認可保育所以外の保育施設の定員の空き情報や保育内容などの具体的な情報を収集することが困難なため、利用希望者が求める情報の提供ができない。
- (2) 子育て中の利用者のニーズ、シーズを把握し、それに見合う情報提供の体制を工夫する必要がある。
- (3) 制度が複雑で内容也多岐にわたることから、わかりやすく情報提供することが課題となっている。
- (4) 広報誌での情報提供の場合、確実に見ていただけているかが定かでない。
- (5) 有効な情報を提供しても、必要な人に届いているかを把握することが難しい。
- (6) 区内の施設だけでなく、保護者が利用する産婦人科、小児科、駅、商店などで情報を掲示できるとよい。メールマガジンを活用して、情報が定期的に配信できるようにできるとよい。

2) 情報提供を行う上での工夫

情報提供を行う上での工夫には、「最新の情報を収集する工夫」「できる限り市民により作成して活用しやすいものにする」などの工夫が行われています。特にホームページによる情報提供が中心となっていることから、外部の機関の協力も得ながら、ホームページをみやすくわかりやすくする工夫することなどが取組まれています。

次のような回答がみられました。

表 16 利用者への情報提供を行う上での工夫（主な回答）

	区市町村名	利用者への情報提供を行う上での工夫
1	品川区	利用者に最新の情報を提供できるよう、常に情報収集を行っている。
2	杉並区	特に区のホームページのレイアウトや内容を精査し、区民が少しでも使いやすく見やすくなるよう見直しを図っている。
3	北区	「子育て福袋」については、母子手帳を交付する福祉保健センターのほか、区外からの転入手続きを行う区民事務所等でも配布するなど、子育て世帯に漏れなく情報が行きわたるよう努めている。
4	足立区	保育園申込みに際して参考となる各園の最低指数、申し込み状況、審査結果を区政情報室にて公表している。
5	八王子市	保護者が望む情報を提供するとともに、見やすく分かりやすい構成としている。
6	府中市	健診時に、子どもの年齢に合ったリーフレットを配布している。また、さまざまな手段による情報提供（Web サイト・メール配信・テレビ広報・その他紙媒体）に取り組んでいる。
7	小金井市	より多くの市民の方にサイトを知っていただくこと。そのために東京学芸大学に協力いただき、見やすく楽しめるサイトにデザインしてもらった。
8	国分寺市	掲載の仕方を利用者視点の内容でとする。持ちやすい・活用しやすい形の物としたり、作成をできる限り市民によるものとするなど。
9	東大和市	待機児童の多い0～2歳児を対象に市内認可外保育施設の空き状況を月初に集計、窓口で掲示をしている
10	武蔵村山市	一通りの情報提供を行う必要があるため、説明時間が長くなってしまう。相談者のニーズに応じた情報を提供するため、選択肢の提示を行い、必要な情報のみを提供することを検討している。

(5) 地域子育て支援拠点

① 平成 25 年 4 月 1 日「子育てひろば事業」数 * 集計結果 133 頁

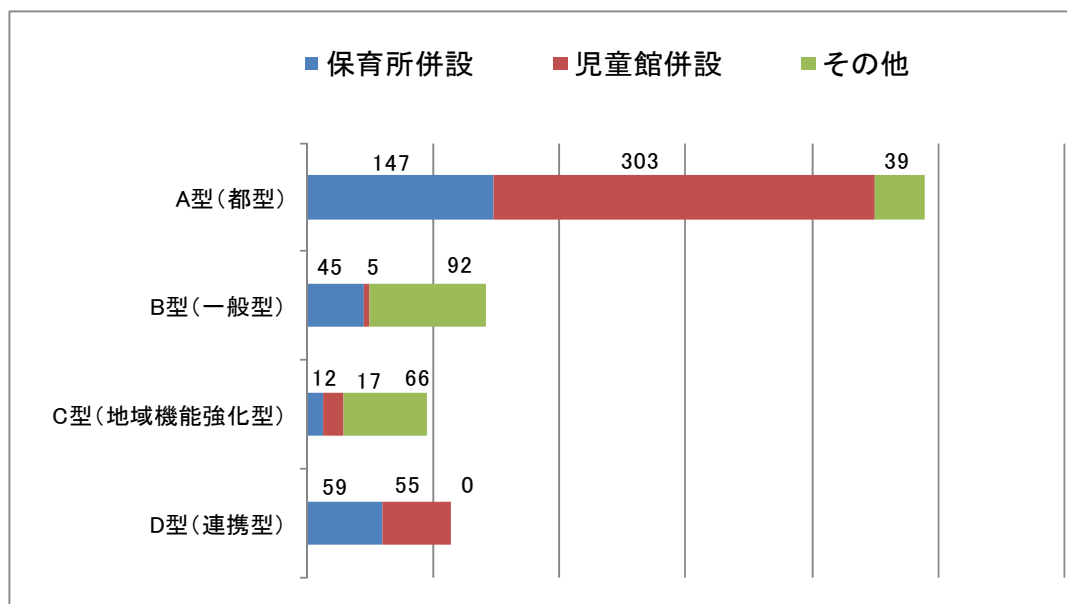
都内では 840 か所で「子育てひろば事業」を実施。約 5 割は東京都独自の子育てひろば事業 A 型で実施されている。

都内では、54 区市町村（87.0%）840 か所において「子育てひろば事業」が実施されています。最も多い実施形態は、東京都独自の制度である子育てひろば事業 A 型（都型）で、全体の半数以上である 58.2% で実施されています。また、最も多く子育てひろば事業を実施している自治体は杉並区で、109 か所で実施されていました。

表 17 都内「子育てひろば事業」実施か所数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	子育てひろば事業 A 型 (都制度)	子育てひろば事業 B 型 国事業名：地域子育て支援拠点事業「一般型」	子育てひろば事業 C 型 国事業名：地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」	子育てひろば事業 D 型 国事業名：地域子育て支援拠点事業「連携型」	合計
保育所併設	147	45	12	59	263
児童館併設	303	5	17	55	380
その他	39	92	66	0	197
合計	489	142	95	114	840

図 24 都内子育てひろば事業実施数（か所）



② 「子育てひろば事業」以外の「子育てひろば」「子育てサロン」の把握

* 集計結果 134 ページ

子育てひろば事業以外の「子育てひろば」や「子育てサロン」の実施数は、「各実施団体や関係者との会議や連絡会で把握」「子育てハンドブック作成の際に調査」「職員やコーディネーターによる情報収集」「関係機関との情報共有」等仕組みを設けている自治体がある一方、「団体からのチラシ」「インターネット検索」等各自治体の工夫により行われている。

子育てひろば事業以外の「子育てひろば」や「子育てサロン」数の把握については、「把握していない」自治体もある一方、仕組みを設けたり、通常業務の中で「チラシ」や「インターネット」を活用した情報収集の工夫が行われています。

仕組みの一つとして、世田谷区「ひろばリーダー交流会」、三鷹市「ひろば事業連絡会」、八王子市「関係機関との会議」、府中市「各実施団体を構成員とした連絡会」等、「各実施団体や関係者との会議や連絡会で把握」が行われています。また、八王子市「ガイドブック作成時に園に確認」、国分寺市「子育てガイドブック作成時の情報」等、「子育てハンドブック作成の際に調査」を行ったり、武蔵野市「地域に頻繁に出ているセンター職員による情報収集」、稲城市「子育て支援コーディネーターを配置し、情報の集約」など、「職員やコーディネーターによる情報収集」などの取組みも見られます。

その他にも、子ども家庭支援センター等「関係機関との情報共有」や、「団体からのチラシ」「インターネット検索」等各自治体の工夫により実施上の把握が行われています。

実施状況の把握に関する主な記載内容は、以下のとおりです。

表 18 「子育てひろば事業」以外の「子育てひろば」「子育てサロン」数の把握

	区市町村名	実施状況の把握について
1	世田谷区	区内のひろばの交流の場として、ひろばリーダー交流会を実施して把握をしている。
2	中野区	団体からの情報提供（ちらし等）
3	荒川区	地域住民や関係機関からの情報や新聞等広告等
4	板橋区	インターネットで検索して把握している。
5	足立区	関係所管への届出情報及びインターネットによる検索など
6	江戸川区	団体からのお知らせなど
7	八王子市	関係機関にて実施状況の把握を行うための会議を実施するほか、ガイドブック作成時には園に確認している。今年度は、幼稚園も含め、実施状況についてアンケートを実施する。
8	武蔵野市	地域に頻繁に出ているセンター職員による情報収集、市報や地域情報誌、子育て支援団体とのつながりなどから情報を得ている。
9	三鷹市	定例的に「ひろば事業連絡会」を開催し、実施状況など情報共有を図っている。
10	府中市	各実施団体を構成員とした連絡会を形成し、把握している。なお、市は一構成員として参加。
11	町田市	毎日の業務の中で、詳しく情報収集をしている。
12	東村山市	配布されているちらし等を収集して把握している。
13	国分寺市	国分寺子ども・子育て支援円卓会議での情報や、子育てガイドブック作成時の情報等により把握。
14	東久留米市	実施団体が持参するチラシにより把握
15	稲城市	子育て支援コーディネーターを配置し、情報の集約を行っている。
16	羽村市	市に登録している社会教育団体から把握。
17	あきる野市	子ども家庭支援センターで連絡をとり把握している

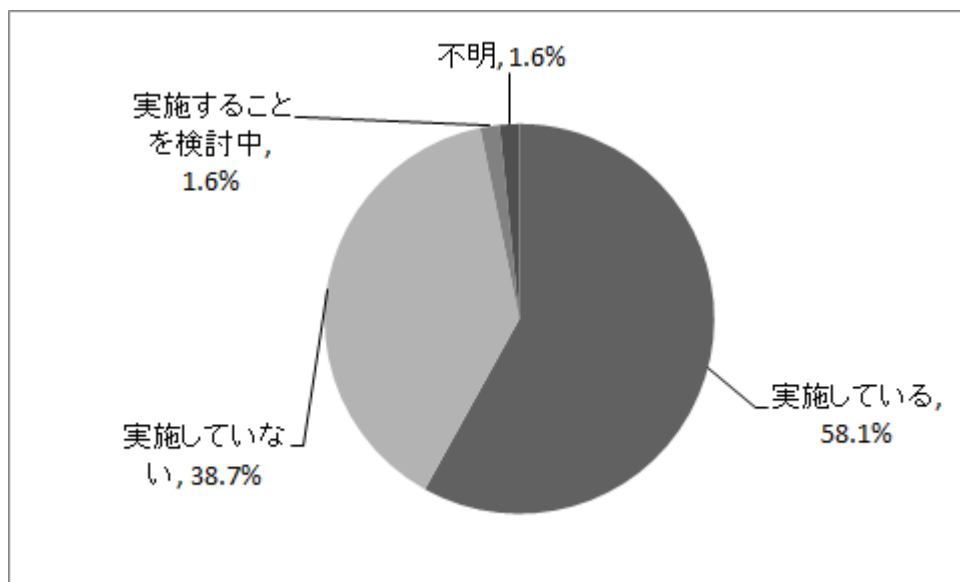
③「子育てひろば事業」や子育て支援に関わる人材への研修の実施状況

* 集計結果 134 市町村

約6割の区市町村で、子育てひろば事業や子育て支援に関わる人材への研修を実施している。

子育てひろば事業や子育て支援に関わる人材への研修の実施については、36 区市町村（58.1%）が「実施している」、24 区市町村（38.7%）が「実施していない」、1 区市町村（1.6%）が「実施することを検討中」、1 区市町村（1.6%）が「不明」でした。

図 25 区市町村における子育てひろば事業や子育て支援にかかわる人材への研修の実施



④「子育てひろば事業」や子育て支援に関わる人材への研修内容

* 集計結果 134 ページ

研修を実施している 36 区市町村では、主に子育てひろば事業の職員と子育て支援にかかわる人材に対して研修を実施している。そのほかにも、「保育所職員」「公私立幼稚園関係者」「民生委員・児童委員」「大学生ボランティア」を対象とした研修を実施する自治体もある。研修内容は、「相談技術」「援助技術」「保健衛生」以外に、「リスクマネジメント」「地域の子育て支援に関わる人材育成」に関するものが行われている。

研修を実施している 36 区市町村においては、子育てひろば事業の職員（52.8%）、子育て支援にかかわる人材（38.9%）を主な対象者として研修が実施されていました。その他にも「保育所職員」（「公私立幼稚園関係者」「民生委員・児童委員」「大学生ボランティア」を対象として研修を実施する自治体もあります。

研修の内容は、「相談技術」「援助技術」「保健衛生」「リスクマネジメント」「地域の子育て支援に関わる人材育成」「その他」の6つの内容に分類できます。

研修の主な内容は、以下のとおりです。

表 19 子育てひろば事業職員、子育て支援にかかわる人材への研修内容

(対象者①子育てひろば事業職員、②子育て支援にかかわる人材、③その他)

	区市町村名	研修内容	対象者		
			①	②	③
1	中央区	感染症・衛生面の対策・対応、救急処置、クレーム対応など	●		
2	港区	区で行う実務者研修（関係機関の連携、医療的視点から見る児童虐待対策等）への参加について、声をかけるほか、情報セキュリティ対策に係る研修等を実施している。	●		
3	世田谷区	リーダーを対象としたテーマ別研修及び、新規ひろばスタッフと研修未受講者を対象としたスキルアップ研修を実施して、ひろば人材育成支援を行っている。	●		
4	中野区	社会福祉法人等の実施している訪問支援の研修等に職員を派遣している。	●		
5	八王子市	リスクマネジメント、発達支援	●		
6	調布市	市内の子ども家庭支援センターの臨床心理士を講師とし、相談内容の事例研究による、相談業務向上の研修を実施	●		
7	町田市	（特）子育てひろば全国連絡協議会による「地域子育て支援拠点従事者のための研修事業」他、自治体のひろば事業の先進例を視察し、視察の成果を報告している。	●		
8	江東区	江東区独自の地域の子育て支援を担うスキルの高いボランティア「児童家庭支援士」を養成するため、子ども家庭支援センターで実習を含む講習を行っている。（子育て支援課）体操等の技術習得の研修、乳幼児の育児知識の習得の研修（放課後支援課）	●	●	
9	大田区	児童虐待や養育困難家庭に関する内部研修。相談業務に関する外部研修への参加。	●	●	
10	北区	子育てアドバイザー研修（学識経験者による講座）、相談事業研修（専門相談員による児童館職員向けの研修）等	●	●	
11	荒川区	都の区市町村相談対応力強化事業の補助を活用し、相談のインテークや記録の仕方、関係機関との連携、区の福祉制度などを体系的に学ぶ場を設定し、講義のみならずグループに分かれての事例検討を行っている。	●	●	
12	江戸川区	子育てひろば職員へ相談対応力の向上を目的とした研修、ファミリー・サポート会員の養成研修、子どもと家庭の「おとなりさん事業」のボランティア養成講座。	●	●	
13	東村山市	指定管理事業者が子育て支援者向けのプログラムを企画し、実施している。基礎、ステップアップ。	●	●	
14	東久留米市	講演会	●	●	
15	羽村市	年 2 回、「子育て相談担当者研修」を実施。保健・医療・福祉の各分野で講師を依頼。平成 24 年度は、臨床心理士や助産師を講師に招き 2 回開催した。	●	●	

	区市町村名	研修内容	対象者		
			①	②	③
16	豊島区	応急手当、実技研修など。機関向け学習会等（OT、小児精神科医、家庭相談員等による講義など）	●	●	●
17	目黒区	各子育てひろばの情報交換を行い、課題の共有化、対応策の検討等を行い担当者の資質の向上を図っている。	●		●
18	新宿区	・ゆったりーの「子育て支援者養成講座」 ・地域子育て支援センター二葉「ホームビジター養成講座」		●	
19	台東区	地域子育て支援研修、保育ボランティア講座、子守唄講習会。		●	
20	杉並区	他自治体での「つどいの広場」事業者による講演会や木のおもちゃを使った「木育広場」事業研修への参加。		●	
21	武蔵野市	地域で子育て支援活動を行っている方のスキルアップやモチベーションアップ、新たに子育て支援活動を行いたい方の発掘などを目的とした講座や保育サービスを担う人材向けの講習会を実施している。		●	
22	府中市	ボランティア養成講座及び、そのステップアップ講座		●	
23	板橋区	大学生ボランティアに対し、ひろば内での実習を実施している。（※研修扱いとして受入れ）			●
24	狛江市	子育てイベントの託児や、遊びの指導、絵本の読み聞かせなどを通し、子育てボランティアとしての知識を学ぶ。			●
25	西東京市	・乳幼児の運動発達 ・対人関係の発達と保育 ・アレルギーの対応等 ・発達障害児の支援 ・現代社会とコミュニケーション			●
26	文京区	東京都福祉保健局 母子保健研修 東京都福祉保健財団 アレルギー疾患研修 東京都社会福祉協議会 地域子育て支援機関研修 等			
27	品川区	実務研修を実施。（児童館機能の理解や業務の検証など）要支援家庭、要保護児童等への対応。			
28	練馬区	子育てひろば事業の職員を対象に、講師による講義を実施（1日）			
29	足立区	子育てサポーター養成講座、従事者研修			
30	立川市	発達障害と支援のあり方について			
31	小金井市	児童館職員への研修（外部講師等による講習）			
32	日野市	ひろばの相談内容、方法について、親子の接し方、情報交換など年1回実施している。			
33	国分寺市	スキルアップ研修・家庭支援センターと親子ひろばの連携研修など			

表 20 主な研修の内容

相談技術	・訪問支援の研修 ・相談内容の事例研究による, 相談業務向上の研修 ・相談事業研修 ・相談のインテークや記録の仕方、関係機関との連携、区の福祉制度 ・相談対応力の向上 ・子育て支援者向けのプログラム(基礎、ステップアップ) ・子育て相談担当者研修
援助技術	・乳幼児の育児知識 ・乳幼児の運動発達 ・発達支援 ・対人関係の発達と保育 ・体操等の技術習得 ・発達障害児の支援 ・医療的視点から見る児童虐待対策等 ・要支援家庭、要保護児童等 ・児童虐待や養育困難家庭, 相談業務に関する外部研修 ・発達障害と支援のあり方 ・現代社会とコミュニケーション ・関係機関の連携 ・児童館機能の理解や業務の検証 ・ひろばの相談内容、方法 ・家庭支援センターと親子ひろばの連携研修
保健衛生	・感染症 ・衛生面の対策・対応 ・救急処置、応急手当 ・アレルギー疾患、アレルギーの対応等
リスクマネジメント	・クレーム対応など ・リスクマネジメント ・情報セキュリティ対策
地域の子育て支援に関わる人材育成	・独自の地域の子育て支援を担うスキルの高いボランティア「児童家庭支援士」 ・ファミリーサポート会員の養成研修 ・子育て支援者養成講座 ・地域子育て支援研修 ・保育ボランティア講座 ・子守唄講習会 ・スキルアップやモチベーションアップ、新たに子育て支援活動を行いたい方の発掘などを目的とした講座や保育サービスを担う人材向けの講習会 ・ボランティア養成講座及び、そのステップアップ講座 ・子育てサポーター養成講座、従事者研修 ・スキルアップ研修
その他	・自治体のひろば事業の先進例を視察 ・地域子育て支援拠点従事者のための研修事業 ・講演会

⑤「子育てひろば事業」子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の
取組み * 集計結果 137 頁

区市町村における子育て支援に関わる人材確保、育成、定着の取組として、「子育て支援に関わる人材の育成」、「子育てひろば事業の活用」、「関係機関との連携」、「再任用職員の活用」、「研修・情報提供」が行われている。

区市町村における子育て支援に関わる人材確保、育成、定着の取組として、「子育て支援に関わる人材の育成」、「子育てひろば事業の活用」、「関係機関との連携」、「再任用職員の活用」、「研修・情報提供」が行われていました。

「子育て支援に関わる人材の育成」としては、興味や意欲のある住民に対して養成講座を実施しているという回答が複数見られました。「子育てひろば事業の活用」では、ひろばリーダー交流会や子育てひろば担当者連絡会の実施や、保育士の再任用職員の配置や臨時職員のためのひろばを別のひろばの嘱託職員が巡回を行う等の工夫がみられました。

表 21 子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み

①子育て支援にかかわる人材の育成

	区市町村名	子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み
1	千代田区	地域の子育て、家庭支援、人材を養成するため「子育て、家庭支援者養成講座」を実施し、資格取得者に支援者として区の子育て、家庭支援活動に従事してもらう。
2	港区	子育てが一段落した女性やシニア世代の意欲ある方を対象に、子育て・家族支援者養成講座を実施し、資格取得者に支援者として区の派遣型一時保育事業等の活動に携わっていただいている。
3	台東区	保育ボランティアフォローアップ講座。
4	北区	親育ちサポート事業におけるファシリテーター養成（ステップアップ研修等）
5	江東区	区内の民間の子育て支援団体との情報交換及び子育て情報の発信の場として、子育て支援地域情報連絡会を毎月 1 回開催している。（子育て支援課）地域の民生児童委員との連携（放課後支援課）
6	板橋区	子育て支援にかかわる人材の確保・育成のために、子育て支援者養成講座を実施している。その中で、2 級修了者を対象にスキルアップ講座を実施している。
7	江戸川区	江戸川総合人生大学で子ども・子育て応援学科を設け地域で活躍する人材を育成。
8	府中市	子育て支援ボランティア“きら☆きらサポーター”を育成・組織し、会議場所の提供や印刷機の貸出等の活動の支援を行っている。

9	小金井市	児童館を利用する保護者等へのボランティア（講師、グループ活動等）募集、勧誘
10	東大和市	事業のボランティアとしてお手伝いしてくださる方を市ホームページ等で呼びかけ、ボランティア登録をいただいている。

②子育てひろば事業の活用

	区市町村名	子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み
1	大田区	3か所のひろば職員による連絡等の開催。子育て応援者講座
2	世田谷区	ひろばリーダー交流会においては、研修だけでなく、各ひろば同士で交流を進め、情報交換等を行い、補完、レベルアップを行っている。
3	中野区	C型（直営）については、保育士の再任用職員を配置する等、人事配置による工夫をしている。
4	荒川区	子育てひろば担当者連絡会を開催して、各施設を見学したのち、日頃の運営についての課題を出し合う。
5	立川市	各ひろばの指導員は臨時職員のため、B型ひろばの嘱託職員が定期的に巡回し、ひろばの運営、相談業務の調整にあたっている。また、年3回以上調整会議を実施し、情報交換や課題の共有を図っている。
7	武蔵野市	講座受講者を中心に、市主催のひろば事業などでボランティアスタッフとして活動してもらっている。
6	小平市	子ども広場事業は、業務委託により実施しています。
7	国分寺市	ひろば内の会議や勉強会・臨時職員懇談会など

③関係機関との連携

	区市町村名	子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み
1	豊島区	関係機関向けの会議の開催等
2	武蔵村山市	子ども家庭支援センターを通じて事業の定着を図っている。又、市報等を通じて事業の周知を図っている。

④再任用職員の活用

	区市町村名	子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み
1	文京区	区立幼稚園、区立保育園の定年退職者の再任用
2	目黒区	再任用職員の活用、専務的非常勤職員の採用
3	調布市	子育て相談員の任用について、保育園を退職した職員を再任用職員として任用し、長い間現場で培った経験をひろば事業に生かしている。

⑤研修・情報提供

	区市町村名	子育て支援に関わる人材の確保、育成、定着の取組み
1	千代田区	都児連の研修会に参加。
2	羽村市	子育て支援分野の国や都からの資料（通知や刊行物）などを適宜配布

⑥ 子育てひろばの設置場所別の特性

* 集計結果 139 頁

子育てひろば事業で設置施設の特性を生かしている機能は、①保育所併設、②児童館併設、③単独、全てにおいて「交流の場」の提供と「交流の促進」。

子育てひろば事業を実施している施設のうち、①保育所併設、②児童館併設、③単独について、施設の特性を生かしている機能すべてにおいて「交流の場」の提供と「交流の促進」でした。

表 22 子育てひろば事業（保育所併設）の施設の特性を生かした機能

	施設の特性を生かした機能	
1	「交流の場」の提供と「交流の促進」	25.8%
2	「子育て講座」の開催	22.6%
3	「子育て相談」	21.0%
4	「集いの場」の提供	19.4%
5	「子育て相談と援助」	17.7%

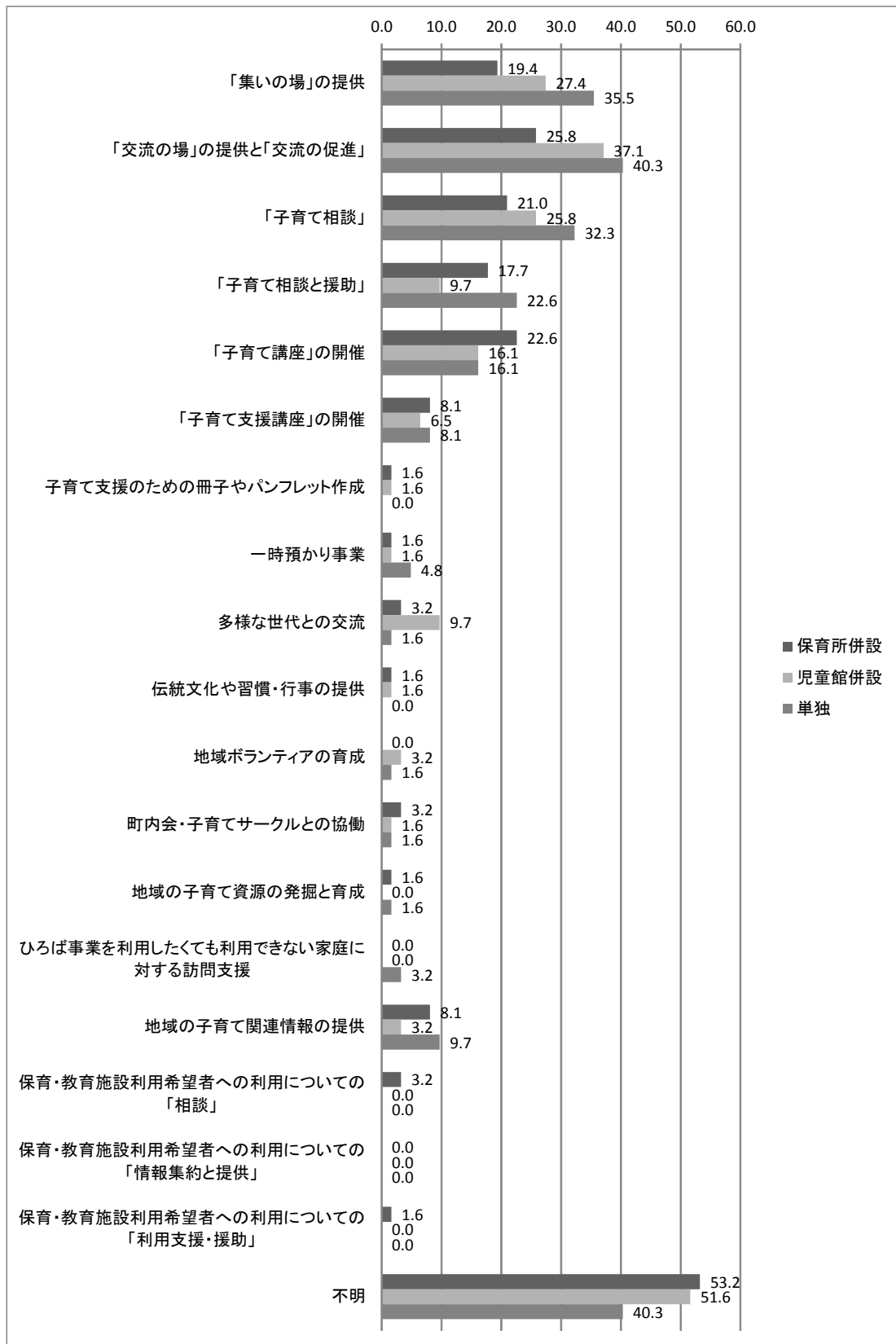
表 23 子育てひろば事業（児童館併設）の施設の特性を生かした機能

	施設の特性を生かした機能	
1	「交流の場」の提供と「交流の促進」	37.1%
2	「集いの場」の提供	27.4%
3	「子育て相談」	25.8%
4	「子育て講座」の開催	16.1%
5	「子育て相談と援助」	9.7%
	多様な世代との交流	9.7%

表 24 子育てひろば事業（単独）の施設の特性を生かした機能

	施設の特性を生かした機能	
1	「交流の場」の提供と「交流の促進」	40.3%
2	「集いの場」の提供	35.5%
3	「子育て相談」	32.3%
4	「子育て相談と援助」	22.6%
5	「子育て講座」の開催	16.1%

図 26 子育てひろば事業の設置場所を生かした機能



(6) 就学後の子ども・子育て支援に関する相談支援・情報提供の状況

① 就学後の児童に対する放課後事業の実施体制

* 集計結果 142 頁

放課後事業の実施体制は、放課後児童健全育成事業が最も多く 1,433 か所、放課後こども教室推進事業は 764 か所、自治体独自事業は 232 か所となっている。放課後児童健全育成事業を設置していないのは区部では 3 か所。運営形態は公設公営が 6 割、民設民営が 3 割。

就学後の児童に対する放課後事業の実施体制としては、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育)が 1,433 か所、放課後こども教室推進事業が 764 か所、自治体独自事業が 232 か所で、合計 2,429 か所となっています。3つの事業全体で運営形態をみると、公設公営が 61.4%、公設民営が 29.9%、民設民営とその他が各 4.3%です。放課後児童健全育成事業を設置していないのは 9 区市町村(14.5%)で、文京区、渋谷区、江戸川区と 6 つの村です。なお、文京区と渋谷区は放課後こども教室推進事業として、江戸川区は自治体独自事業として設置しています。世田谷区も放課後児童健全育成事業は 2 か所のみで、自治体独自事業として 64 か所設置しています。いずれの事業も実施していないのは 3 つの村です。

事業の名称は、放課後児童健全育成事業は「学童クラブ」が最も多く、次いで「学童保育所」が多くなっています。放課後こども教室推進事業は、「放課後子ども教室」以外に、「ひろば」、「キッズ」、「スクール」など、さまざまな名称が付けられています。

表 25 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育)、放課後こども教室推進事業及び自治体独自事業の設置状況

	放課後児童健全育成事業	放課後こども教室推進事業	自治体独自事業	合計
設置区市町村数	53	45	11	59
設置数(合計)	1,433	764	232	2,429
運 営 形態	公設公営※1	413	202	1,492
	公設民営	247	28	728
	民設民営	0	1	104
	その他 ※2	104	1	105
平均設置数 /62	23.11	12.32	3.74	39.18

※1 一部の回答に延べ数を使用

※2 P T A、自治会、地域ボランティア等の推進委員会による運営形態など

②「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての
相談支援

* 集計結果 146 区

「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての相談支援を行っている区市町村は約半数となっている。支援の窓口については、子育て支援の担当部署以外に、子ども家庭支援センター、児童館、学童保育事業所などが窓口になっている。

「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての相談支援を行っている」と回答があったのは 38 区市町村(61.3%)でした。支援の窓口については、子育て支援の担当部署以外に、子ども家庭支援センター、児童館、学童保育事業所などが窓口になっていました。また、相談の内容については、入所案内、利用手続き、空き状況のほか、子どもの生活に関する相談やより専門的な窓口や機関の紹介を行っている区市町村もありました。主な回答は次のとおりです。

表 26 放課後事業の相談支援の窓口と内容（主な回答）

	区市町村名	放課後事業の相談支援の窓口と内容
1	中央区	⇒子ども家庭支援センター、児童館 ○学童クラブ事業の案内と相談
2	港区	⇒子ども家庭課、支所管理課の担当窓口、各施設 ○利用相談を受け付けている
3	大田区	⇒子育て支援課子育て支援担当、各学童施設 ○入室手続・空き施設状況・施設案内
4	中野区	⇒子ども教育部学校・地域連携分野 ○子ども総合相談窓口、子どもに関連する福祉施設（各児童館、キッズ・プラザ、すこやか福祉センター等）
5	板橋区	⇒子ども政策課（学童）、学校地域連携担当課（あいキッズ） ○各施設：入会に関する問い合わせへのほか、児童の生活等に関する相談に応じている
6	立川市	⇒子ども育成課 ○学童保育所待機児に児童館を利用した「児童館ランドセル来館」を実施。この他、学童保育所待機児対策として、夏季限定のサマー学童保育所を一部の小学校を利用して実施
7	調布市	⇒子ども生活部児童青少年課 ○学童クラブの入会に関する相談や児童の発達・家庭環境に対する専門機関の紹介等

③「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての
情報提供

* 集計結果 146 頁

「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての情報提供を行っている区市町村は約 6 割となっている。情報提供の内容については、新 1 年生に配付される学校ガイドへの掲載や子育て情報支援誌の配布などの他、ホームページによる対応なども行われている。

「保育に欠ける児童が利用できる放課後事業」利用についての情報提供を「行っている」と回答があったのは、前問の相談支援より若干多い 40 区市町村（64.5%）でした。情報提供の窓口については、前問の相談支援の窓口と同様の体制をとるところが多くなっていますが、情報提供の内容については、新 1 年生に配付される学校ガイドへの掲載や子育て情報支援誌の配布などの他、ホームページによる対応などにも取り組んでいるところが見られました。主な回答は、次のとおりです。

表 27 放課後事業の情報提供の内容（主な回答）

	区市町村名	放課後事業の情報提供の内容
1	江東区	新 1 年生に配付される学校ガイドへの掲載。
2	荒川区	学童クラブの利用案内について区報、ホームページで周知。
3	練馬区	区のホームページ。
4	江戸川区	すくすくスクールの案内について区報、ホームページで周知。
5	武蔵野市	子育て情報支援誌を配布している。
6	小金井市	ホームページ、冊子で学童保育所の案内。
7	国分寺市	ホームページ、市報。
8	国立市	ホームページ、月だより。
9	羽村市	学童クラブや放課後子ども教室に関するパンフレットを配布している。
10	西東京市	学童クラブの入会案内を行っている（毎日 1 日と 16 日が入会する機会）。

④「放課後児童クラブ・学童保育」の職員等に対する研修

* 集計結果 149 頁

「放課後児童クラブ・学童保育」の職員等に対する研修を実施している区市町村は約 7 割となっている。研修の分野、内容としては、「放課後児童クラブの役割」「遊びなどの保育技術」「障害児への対応」「アレルギーや感染症の予防」「虐待問題」「クレームへの対応」など。

「放課後児童クラブ・学童保育」の職員等に対する研修を「実施している」と回答があったのは、46 区市町村（74.2%）でした。「実施していない」が 12 区市町村（19.4%）で、「実施することを検討中」が 2 区市町村（3.2%）ありました。研修の分野、内容としては、「放課後児童クラブの役割」「遊びなどの保育技術」「障害児への対応」「アレルギーや感染症の予防」「虐待やいじめ問題」「クレームなどへの対応」「防犯・防災」「危機管理」など多岐にわたりました。職層別に体系的に実施している区市町村もありました。なお、研修の実施方法について、自治体の児童館職員と合わせて実施、自治体以外他機関が実施する研修に参加しているなどの記述もありました。主な回答は、次のとおりです。

表 28 放課後児童クラブ・学童保育の職員等に対する研修（主な回答）

	分野	放課後児童クラブ・学童保育の職員等に対する研修
1	制度 役割	・家庭と子どもを支援する児童館・学童クラブの役割 ・子ども・子育て関連 3 法と児童館の課題 ・小 1 問題等に関わる学童保育所に望むこと
2	遊び	・乳幼児小学生向けの手あそびや運動 ・中高生対応の遊び ・集団遊び
3	保育 技術	・個々の児童との関わり方 ・ソーシャルワーク ・指導案やお便り ・障害児保育 ・食育推進
4	障害児 への	・発達障害児の理解と対応 ・要支援児・障害児保育への対応 ・配慮を要する児童について ・特別支援学級について
5	衛生	・感染症、食中毒予防 ・食品衛生 ・アレルギー対応
6	疾病	・障害・疾病などの知識や対応力を養う専門知識 ・ケガ対応
7	虐待	・虐待関係、いじめ等
8	保護者	・保護者対応 ・クレーム対応
9	危機 管理	・防犯・防災 ・不審者対応 ・救急救命 ・感染症 ・こどもが被害者にも加害者にもならないために職員がすべきこと
10	職層別 研修等	・実務者研修 ・新任研修 ・継続非常勤研修 ・OJT 研修 ・専門研修 ・コーチング ・レベルアップ研修 ・チーム力向上研修 ・リーダー研修 ・コミュニケーション研修

⑤「放課後児童クラブ・学童保育」に関わる人材を育成する取組み

* 集計結果 149 ㊦

研修の実施以外で「放課後児童クラブ・学童保育」にかかわる人材を育成する取組みを行っている区市町村は約3割となっている。取り組んでいる内容については、定期的に連絡会をひらいての事例研究や情報交換が多い。専門職員による巡回支援・相談も行われている。

研修の実施以外で「放課後児童クラブ・学童保育」にかかわる人材を育成する取組みについて伺いました。19 区市町村(30.6%)から、取り組んでいる内容について回答がありました。定期的に連絡会や担当者会議をひらいて、事例研究や情報交換を行っているとの回答が多くありました。会議に主管課が出席しているところもあります。また、専門職員やコーディネーターによる巡回支援や巡回相談を実施しているとの記述も3 区市町村ありました。主な回答は、次のとおりです。

表 29「放課後児童クラブ・学童保育」に関わる人材を育成する取組み（主な回答）

	区市町村名	放課後児童クラブ・学童保育に関わる人材を育成する取組み
1	中央区	定期的に指導員連絡会等を実施し、情報交換の場を設けている。
2	台東区	施設長会議を開き、衛生講習、保育での大切な視点、事故対応等、その時々課題について共有し、保育に生かすようにしている。
3	荒川区	地域の学童クラブでの交流、情報交換 子育て支援カウンセラーとのコンサルテーション（児童・保護者対応について）。
4	足立区	専門職員の巡回支援。
5	江戸川区	配慮を要する児童対応の巡回指導。
6	府中市	22 か所を7ブロックに分け、ブロック毎に情報交換や事例検討を行っている。また、全体に関わる問題については、指導員の代表と係長で組織する学童クラブ運営研究会で検討を行っている。
7	調布市	学童クラブの担当職員が出席する「学童クラブ担当者会」を年数回開催している。学童クラブに関する様々なテーマや事例について話し合い、情報共有や学びの場としている。
8	町田市	都立町田の丘学園特別支援教育コーディネーターによる巡回相談を実施し、障がい児に対する支援の方法、環境整備等について、指導、助言を受け育成を図っている。
9	小平市	月に1 回程度、主管課と全指導員が出席する会議を実施し、課題の発見及び解決を図っている。
10	国分寺市	合同職員会議など事例報告や話し合いなどの実施。

(7) 地域機関の連携・ネットワーク

① 子育て支援の相談支援・情報提供を行う拠点間のネットワーク

※集計結果 152 ページ

子育て支援に関する相談支援・情報提供を行う拠点間のネットワークがあるのは約4割となっている。「ひろばネット」「要保護児童対策地域協議会」「児童虐待防止ネットワーク」などの位置づけが多い。

子育て支援に関する相談支援・情報提供を行う拠点間のネットワークについては、「ある」の回答は29区市町村(46.8%)でした。ネットワークの位置づけは、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」「ひろばネット」「要保護児童対策地域協議会」「児童虐待防止ネットワーク」「こんにちは赤ちゃん事業」「障害児連絡会」などがありました。主な回答は次のとおりです。

表 30 子育て支援の相談支援・情報提供を行なう拠点間のネットワーク（主な回答）

	区市町村名	ネットワークの構成員と内容
1	新宿区	⇒新宿子ども家庭・若者サポートネットワーク
2	墨田区	児童館職員、子育てひろば職員、子育て支援センター職員 ⇒ひろばネットという名称で定期的にネットワーク会議を実施
3	品川区 中野区 東久留米市	民生・児童委員、学校、保育園、保健センター、児童相談所等 ⇒要保護児童対策地域協議会として要保護児童の早期発見、対応に関する情報連携等
4	世田谷区 青梅市	警察署、少年センター、女性相談センター、児童相談所、子どもの人権擁護機関、小中学校長会、保健所、行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、法曹会、人権擁護委員会、保護司会、幼稚園・保育園、児童養護施設、民生児童委員、病院、子育て支援 NPO 等 ⇒要保護要支援児童、特定妊婦の早期発見及び適切な支援、虐待の予防 ⇒児童虐待防止ネットワーク事業
5	豊島区	民生児童委員、保健所、区民ひろば、保育園、児童館、図書館、社協等 ⇒地域の施設が集まり情報を共有して子育て支援の活性化に努める
6	江戸川区	児童委員、保育園、幼稚園、認証保育所、保健師、子ども家庭支援センター ⇒地域の拠点となるひろばにおいて地域の子育て支援について話し合い連携する
7	国分寺市	保健師、新生児訪問担当（助産師）、子ども家庭支援センター等 ⇒こんにちは赤ちゃん事業：産婦新生児訪問の事例検討・情報共有
8		保健師、子どもの発達センター、子ども家庭支援センター、教育相談室 ⇒障害児連絡会：障害児支援を行う庁内機関の連携・情報共有

② 拠点間のネットワークでの検討事例や取組み事例

*集計結果 152 ページ

子育て支援の相談支援・情報提供の拠点間のネットワークでの取組み事例は、連絡会議、サイトの運営、ケース検討会議、マニュアルやマップの作成などで、育児支援、虐待対応などが検討されている。

子育て支援に関する相談支援・情報提供を行う拠点間のネットワークでの検討事例や取組み事例について、25 区市町村(40.3%)から事例が寄せられました。取組み方法の例としては、連絡会議などの他、サイトの運営、ケース検討会議、宣言、活動費助成、マニュアルやマップの作成などがありました。そこで検討されている事例は、育児支援、虐待対応などです。主な回答は次のとおりです。

表 31 拠点間のネットワークでの検討事例や取組事例（主な回答）

	区市町村名	取組方法の例—◎ 検討事例—○
1	新宿区	◎地区の各機関連絡会 ○水遊びのイベント
2	江東区	○子育て情報ポータルサイトでの地域情報の発信の方法について ○子育て支援団体発行の「親子イキイキカレンダー」の発行及び配布場所等について
3	目黒区	○要支援家庭等への対応を検討
4	世田谷区	◎要保護児童対策地域協議会、個別ケース検討会議、進行管理会議 周産期部会、学齢期部会 ○具体的な施策に向けた意見交換
5	中野区	○虐待ケースの進行状況の確認 ○各関係機関からの情報提供
6	杉並区	○子育てを通した人と人とのつながり ○子育て情報の交換、提供 ○子ども自身のネットワークへの参加 ○ケースへの連携した対応
7	豊島区	○地区のマップをつくる（水遊び情報）
8	江戸川区	○子育て相談や虐待対応事例の紹介 ○虐待対応についての連携
9	八王子市	◎実務者レベルの会議（事例検討等） ◎各機関代表者レベルの会議
10	青梅市	◎ケース会議 ○不適切な養育環境から社会的不適応をおこしている中 1 男子への今後の対応と家庭への関わりについて 他
11	小金井市	◎子育て・子育てパートナーシップ宣言 ◎子育て応援サイトの運営 ◎子育て活動団体に対する活動経費助成 ◎講習会、学習会
12	東村山市	◎マニュアルの作成 ○子育てひろばの災害マニュアル
13	国分寺市	◎訪問検討会 ◎産婦新生児訪問 ○育児支援の乏しい家庭の対応
14	羽村市	◎連絡会議 ○育児不安 ○養育困難 ○出産時の預け先の検討
15	大島町	◎緊急一時保護対応 ○家庭内での夫の暴力への対応
16	新島村	○要保護児童についての支援の方向性や、その後の経過報告等
17	神津島村	○問題を抱えた子どもの今後の見守り方

(8) 子ども・子育て支援新制度に向けた取組み

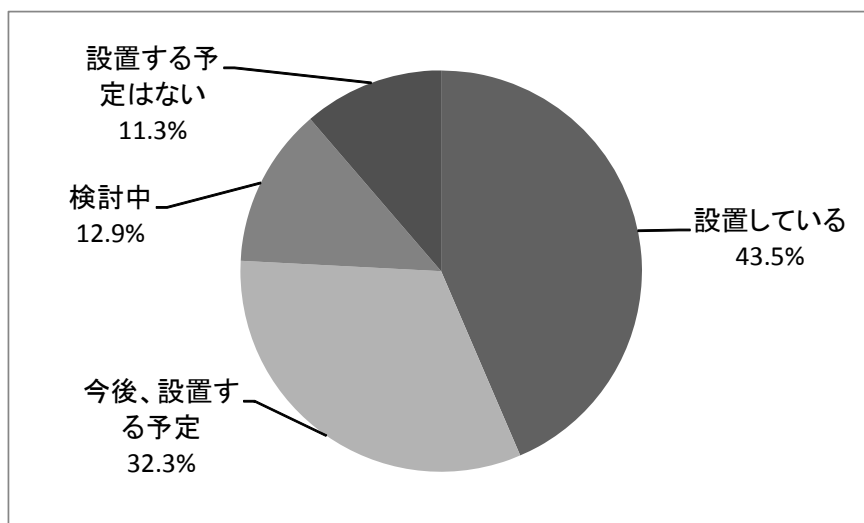
① 「地方版子ども・子育て会議」の設置状況

* 集計結果 156 〆

「地方版子ども・子育て会議」の設置状況は、「設置している」が最も多く4割強であった。次いで「今後設置する予定」が3割強で、「検討中」と「設置する予定はない」がそれぞれ約1割となっている。

「地方版子ども・子育て会議」の設置について伺ったところ、「設置している」が最も多く27区市町村(43.5%)で、設置年は江戸川区の平成21年を除いてすべて平成25年でした。設置月は6月～8月となっています。「今後設置する予定」が次に多く20区市町村(32.3%)で、設置予定の年月は、平成25年8月～11月がほとんどで、平成25年度中、平成26年度、平成27年の区市町村が各1ありました。「検討中」は8区市町村(12.9%)、「設置する予定はない」は7区市町村(11.3%)で、ともに島嶼部に多くなっています。

図 27 「地方版子ども・子育て会議」の設置状況



②「地方版子ども・子育て会議」の構成員の子育て当事者の選出

* 集計結果 158 頁

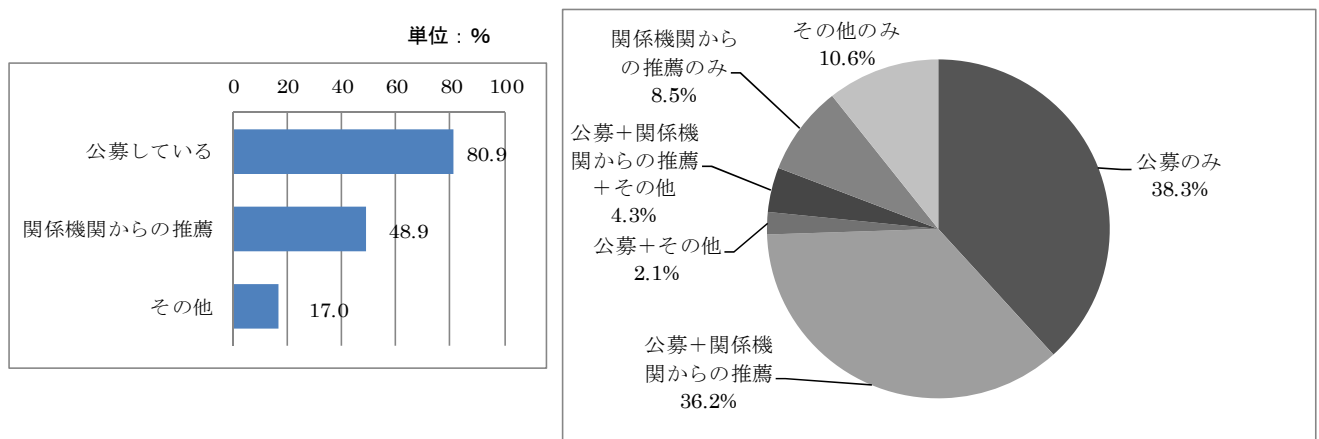
「地方版子ども・子育て会議」の構成員の中の「子育て当事者」の選出方法で、最も多いのが、「公募のみ」で約4割となっている。次いで「公募と関係機関からの推薦」が3割強。「公募」をしているのは約8割である。「関係機関からの推薦」は5割弱で、小中学校の校長、PTA、保育園や幼稚園の園長会や父母の会からの推薦が多くなっている。学童保育や子育て支援事業からの推薦との回答も見られた。

「地方版子ども・子育て会議」を「設置している」及び「今後設置する予定」と回答があった47区市町村（75.8％）に、会議の構成員の中の「子育て当事者」の選出をどのように行ったかを伺いました。最も多いのが、「公募のみ」で18区市町村（38.3％）、次いで「公募と関係機関からの推薦」が17区市町村（36.2％）ありました。「関係機関のみ」は4区市町村（8.5％）でした。「公募」をしているのは38区市町村（80.9％）、「関係機関からの推薦」は23区市町村（48.9％）です。「関係機関」の内容については次のとおりです。

関係機関名（主な回答）	
中学校長会 小学校長会 中学校PTA協議会 小学校PTA連合会、幼稚園PTA連合会 保育園園長会 保育園関係団体 幼稚園園長会、保育園父母の会（保護者会） 幼稚園父母の会 認証保育所 保育ママ、子育てひろばの利用者 児童館 学童保育所 学童保育連絡協議会、子育て支援事業者団体 子育て支援利用保護者団体、医師会 歯科医師会 児童相談所 民生委員	

なお、「その他」の回答が8区市町村（17.0％）ありましたが、保育園等の保護者、子ども・子育て支援事業の事業者等です。

図 28 「地方版子ども・子育て会議」における子育て当事者の選出状況



③ 自治体における新制度に向けた課題

* 集計結果 160 頁

新制度に向けた自治体における現在の課題については、国の制度検討の遅れと情報不足の中で移行に向けた準備を進めなくてはならない厳しい状況を指摘する意見が多い。また、ニーズ・需要の把握と計画の策定にどのように取り組んでいくか、そして新制度に対応する組織体制の変更やシステムの構築をどのようにすすめていくかについても課題であるとしている回答が多い。

新制度にむけた、自治体における現在の課題については、42 区市町村 (67.7%) から回答がありました。現時点での課題として最も多かったのは、国の制度検討の遅れと情報不足の中で移行に向けた準備を進めなくてはならない厳しい状況を指摘する意見でした。また、そういう状況の中で、ニーズ・需要の把握と計画

の策定にどのように取り組んでいくか、そして新制度に対応する組織体制の変更やシステムの構築をどのようにすすめていくかについても課題であるとの回答が多くありました。新制度の内容についての課題としては、現在行っていない新しい事業への対応、待機児童対策と保育サービスの拡充などがあげられていました。マンパワー、保育の質を課題とする記述もありました。下表に、課題として寄せられたすべての回答について、分類して示しています。

表 32 自治体における新制度に向けた課題

①国の制度検討の遅れと情報不足の中での移行に向けた準備

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	千代田区	新制度の国の検討が基本的に遅れており、細部の検討が進んでいない。
2	中央区	ニーズ調査、計画策定、認定事務、制度管理システム等について不明確な点が多い。
3	中野区	新制度へ移行する施設数を見込む必要があるが、給付対象施設の基準や公定価格について国から示されていないため見込むことが難しい。
4	練馬区	国からの情報提供が遅い。
5	葛飾区	円滑な移行に向けた体制整備等。
6	立川市	国の基本指針が示されない中、手探りで準備を進めなくてはならない。
7	調布市	基本指針や電子システムの仕様等が確定していないため、不確定な状況の中で事務作業を進めなければならない。
8	町田市	どのような組織体制で対応していくべきか（制度の詳細が明らかになっていないため）。省令後の検討期間が短い。
9	東久留米市	国から自治体への情報提供が遅れているため、自治体としても欲しい情報が得られず、新制度の対応に苦慮している。

10	瑞穂町	子ども・子育て会議設置からニーズ調査、報告書作成までのタイトなスケジュールへの対応。
----	-----	--

②現在行っていない新しい事業への対応。子育て支援新制度への移行

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	港区	認定こども園や小規模保育、家庭的保育等、現在区で行っていない事業等への対応。
2	目黒区	子育ての相談や親子の交流の場としての子育て支援の充実。
3	町田市	保育所と幼稚園のバランス。
4	東村山市	次世代との関係性、移行など。

③ニーズ・需要の把握と計画の策定

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	文京区	子育て支援に関するニーズ調査の内容及び実施方法。
2	大田区	ニーズ量調査と目標値の認定。
3	渋谷区	保育の需要と供給について。
4	杉並区	ニーズ調査で得られた必要見込量と、計画に盛り込む確保内容との乖離にどう対処していくかが課題。
5	江戸川区	ニーズ調査の実施・分析。
6	八王子市	量の見込みなどを検討し、示していくための時間確保。
7	三鷹市	ニーズ調査に基づく保育需要等の把握。
8	日野市	ニーズ調査の実施。子ども子育て会議の意見を受けた事業計画の作成。
9	大島町	計画の策定。

④組織体制の変更。システムの構築

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	品川区	現行制度と新制度における事務の整合性を図ること。新制度に対応した事務配分と組織体制等。
2	港区	教育部門と保育部門の庁内連携。
3	大田区	システムの構築。新制度に対する組織の構築。
4	世田谷区	不確定要素が多い中での、庁内体制や手続きの検討。新制度対応電算システムの構築。利用者や事業者への制度周知を含めたスケジュール。
5	北区	新制度実施に向けた組織体制を考える必要がある。
6	荒川区	窓口一元化に向けた組織の検討。
7	江戸川区	新制度に対応する体制づくり。新制度に対応したシステム改修。
8	青梅市	区域設定をどのようにするか。斡旋、広域調整をどのように行うか。
9	町田市	システム改造の検討。
10	日野市	電子システムの構築。
11	瑞穂町	新制度に対応するための組織改正。

⑤マンパワーと保育の質

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	狛江市	保育の質の確保。
2	東大和市	新制度移行に向けた人的資源の確保。
3	檜原村	人的・社会的資源が乏しい。
4	新島村	様々な支援、サービス拡大に係る人員確保が困難である。

⑥待機児童対策と保育サービスの拡充

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	墨田区	待機児童対策、及び今後増加が予測される保育を必要とする就学前児童への保育サービスの拡充。
	府中市	保育所の待機児童。サービス提供体制の偏在。
2	昭島市	待機児童の解消と幼保連携型認定こども園の開園。
3	小金井市	待機児童の解消など。
4	東大和市	保育園の待機児童が多い。
5	日の出町	待機児童対策。

⑦学童保育

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	荒川区	学童クラブを6年生まで対象拡大した場合、現ガイドラインを守りながら運営することは待機児童発生とクラブ室確保の点から困難。
2	町田市	対象範囲を小学生とすることによる基準の再検討（学童）。

⑧その他

	区市町村名	自治体における新制度に向けた課題
1	港区	新制度への移行による既存制度の変更等の区民への周知。
2	武蔵村山市	新制度に向けた取り組みや課題が多いため、職員体制が不十分な状況。
3	あきる野市	まだ、子ども・子育て会議、ニーズ調査も実施していないので課題はこれから出てくると思われる
4	青ヶ島村	対象となる住民が極めて少数なため、新制度に対応しづらい。（どこまで対応できるかわからない）
5	小笠原村	村の事情に合わせること。

④ 自治体における新制度に向けた今後の取組みの方向性 *集計結果 160 頁

自治体における新制度に向けた今後の取組みの方向性については、多くの区市町村が、ニーズ調査、子ども・子育て会議の設置、事業計画案の作成をすすめている。

新制度にむけた、自治体における今後の取組みの方向性について、40 区市町村（64.5%）から回答がありました。取組みの方法については、ニーズ調査、子ども・子育て会議の設置、事業計画案の作成をすすめるとの回答が多くを占めました。国が示す調査に加えての独自の調査や計画案に対するパブリックコメントを実施する予定との記述もありました。方向性の内容としては、幼保連携型認定こども園への移行推進、待機児童の解消、子育ての相談や親子の交流の場としての子育て支援のより一層の充実などの回答が寄せられました。

表 33 新制度にむけた、自治体における今後の取組みの方向性(主な回答)

	区市町村名	今後の取組みの方向性
1	千代田区	国や都の取り組みをにらみながら、千代田区子ども・子育て事業計画案を準備し、千代田区子ども子育て支援会議にて、充実した議論ができるよう環境や計画案を整えること。
2	新宿区	ニーズ調査については現在実施中である。今後は、国から提示される予定の作成マニュアルや基本指針に基づき算出したニーズ量について、地方版子ども・子育て会議（次世代育成協議会）での検討結果を参考にしつつ、区としてニーズ量を決定し、都に報告する予定である。
3	目黒区	子育ての相談や親子の交流の場としての子育て支援のより一層の充実を図る。
4	板橋区	ニーズ調査結果に基づく計画策定、保育サービスの拡充への実務的な対応を進めていく。推進体制として幼稚園、放課後こどもプランを所掌する教育委員会事務局との連携または、組織改正について、検討が必要となる。
5	八王子市	国が示す調査に加えて独自の調査を実施し、地方版子ども・子育て会議において新制度における事業計画を含む包括的な計画案を策定し、パブリックコメントを経て本市の「こども育成計画」を策定する。
6	町田市	認定こども園幼稚園単独型を増やしつつ、幼保連携型認定こども園への移行推進。
7	東大和市	保育園の待機児童の解消や子どもの健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減など、子育てしやすいまちを目指していく。

⑤ 新制度に向けた「利用者支援」に関する国や東京都への要望

* 集計結果 163 件

新制度に向けた「利用者支援」に関しての国や東京都への要望については、人員増やスタッフの処遇改善等のための財政支援を求める回答が多い。

新制度に向けた「利用者支援」に関しての国や東京都への要望については、15 区市町村（24.2%）から回答が寄せられました。要望の内容としては、人員増やスタッフの処遇改善等のための財政支援が多くみられました。また、民間の事業所の活用、都主導による 23 区による連携の強化を要望する回答や、多様な保育サービスを保護者が選択するような制度づくりを望むという意見もありました。

表 34 新制度にむけて、「利用者支援」に関して国や東京都への要望(主な回答)

	区市町村名	「利用者支援」に関して国や東京都への要望
1	新宿区	事業実施（拡大）に伴う人員の増についての必要な財政的支援。
2	台東区	「利用者支援」とは具体的にどのような業務または事業を行うのかが明確ではないため、明確にしていきたい。
3	品川区	区職員の対応だけでなく、民間の事業所による対応（委託）出来るような実施形態。都主導による 23 区による連携の強化。
4	杉並区	事業に対する、国または都の継続的な財政支援が必要。
5	北区	人的及び財政的支援を要望する。
6	荒川区	具体的な実施方法や内容が不明瞭な段階で、子育てひろば事業の一環として補助制度に組み込まれていることに違和感を覚える。ひろば以外で実施する場合の補助制度の有無等についても周知してほしい。
7	板橋区	新規事業となる「利用者支援」は、相応な人員と経費を投入することによって、より効率的で実効性の高い事業として定着することが考えられる。地域子ども・子育て支援事業の補助制度を構築する中で当該事業についての支援も検討されたい。
8	練馬区	認可保育所以外の施設についても、多様なライフスタイルに合わせた多様な保育サービスの利用という観点から、保護者が進んで選択するような制度づくりや広報をお願いしたい。
9	青梅市	既存施設を有効活用した子育て支援事業の充実。
10	町田市	保育士や幼稚園教諭に対する処遇改善。
11	東村山市	利用者支援を行うスタッフの要件について、研修を受ければ良い資格要件等設について具体的な事例等があれば提示してください。また人材確保のための研修にかかる費用や、人件費の予算を要望する。

⑥ 新制度に向けた国や東京都への要望

* 集計結果 163 頁

新制度に向けた国や東京都への要望については、新制度の確定と速やかな情報提供を求める区市町村が多い。電子（電算）システムの早期明示を求める意見も目立ち、財政措置についての要望もある。

新制度に向けた国や東京都への要望については、22 区市町村（35.5%）から回答がありました。回答の中で多くを占めたのは、新制度の確定と速やかな情報提供を求める声でした。電子（電算）システムの早期明示を求める意見も目立ちました。財政措置についての要望もありました。制度面の要望としては、「学童クラブの対象を小学6年生まで拡大することは義務付けとしないしてほしい」「これまで各自治体において実施してきた次世代計画に関する事業と新制度との整合性を図ってほしい」との記述がありました。なお、東京都に対して、広域的な見地からのアドバイスや、独自の情報提供などを求める要望が寄せられました。

表 35 新制度に向けた国や東京都への要望

	区市町村名	新制度に向けた国や東京都への要望
1	文京区	制度設計に関する情報を早期に確定し、情報提供をしてほしい。
2	荒川区	学童クラブの対象を小学6年生まで拡大することは義務付けとしないほしい。
3	板橋区	次世代育成支援対策推進法の延長の検討については、これまで各自治体において実施してきた次世代計画に関する事業を活かせるように、新制度との整合を図っていただきたい。その際、市区町村において計画に係る実務が重複しないように検討を図られたい。
4	八王子市	システムの仕様の詳細を早急に提示願いたい。国が示した補助メニューについて、東京都が実施するか確定していない事業もある。（例：保育士確保施策や認可化移行可能性調査費など。）東京都においても、早急に新たな補助事業の実施について決定するようお願いしたい。
5	調布市	ニーズ調査や電子システムの構築を速やかに実施できるよう、国の方針を早期に示していただきたい。
6	町田市	システムの維持経費についての財政支援。
7	東大和市	国は、システム改修や条例の整備に関することは、できるだけ早く確定し、その情報を速やかに自治体に下ろして欲しい。都は、国の情報を右から左にただ流すだけの説明会だけではなく、広域的な見地からのアドバイスや、独自の情報提供などを行なって欲しい。